

令和7年第3回大衡村議会定例会会議録 第3号

令和7年9月4日（木曜日） 午前10時開会

出席議員（11名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
11番 石川 敏	12番 高橋 浩之	

欠席議員（1名）

10番 佐々木金彌

説明のため出席した者の職氏名

村 長 小川ひろみ	副 村 長 鹿野 浩
教 育 長 丸田 浩之	代 表 監 査 委 員 和泉 文雄
総 務 課 長 後藤 広之	企 画 財 政 課 長 渡邊 愛
住民生活課長補佐 高橋 恵美	税 務 課 長 早坂紀美江
健 康 福 祉 課 長 金刺 隆司	産 業 振 興 課 長 三塚 利博
都 市 建 設 課 長 浅野 宏明	学 校 教 育 課 長 佐野 克彦
社 会 教 育 課 長 堀籠緋沙子	指 導 主 事 福田 美穂
会 計 管 理 者 堀籠 淳	子 育 て 支 援 室 長 小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 亀谷 明美 次長 小原 昭子 主任 佐々木涼太郎

議事日程（第3号）

令和7年9月4日（木曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 同意第 6号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

- 第 3 議案第 3 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 3 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 3 5 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 3 6 号 大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 3 7 号 大衡村特定教育・保育設備及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 3 8 号 令和 7 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 9 議案第 3 9 号 令和 7 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 1 0 議案第 4 0 号 令和 7 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 1 1 議案第 4 1 号 令和 7 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 1 2 議案第 4 2 号 令和 7 年度大衡村下水道事業会計予算の補正について
- 第 1 3 報告第 5 号 放棄した債権の報告について
- 第 1 4 報告第 6 号 放棄した債権の報告について
- 第 1 5 報告第 7 号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について
- 第 1 6 認定第 1 号 令和 6 年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 7 認定第 2 号 令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 8 認定第 3 号 令和 6 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 9 認定第 4 号 令和 6 年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 0 認定第 5 号 令和 6 年度大衡村水道事業会計決算認定について
- 第 2 1 認定第 6 号 令和 6 年度大衡村下水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

午前10時00分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

佐々木金彌議員、届出により欠席であります。

定足数に達しますので、これより令和7年第3回大衡村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番遠藤昌一君、11番石川 敏君を指名いたします。

なお、議案に入る前に、昨日の赤間議員の一般質問の答弁内容に修正の申出がありましたので、発言を許します。

教育長。

教育長（丸田浩之君） おはようございます。

昨日の赤間しづ江議員の一般質問に対しまして誤りがありましたので、訂正させていただきます。

プール日誌のWBG Tの記載なんですけれども、ありますと言いましたけれども、事実はありませんでした。誠に申し訳ございませんでした。以後気をつけてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 続きまして、細川議員の一般質問について答弁が不明瞭なところがありましたけれども、これは今9月定例会中に報告するという申出がありましたので、許可します。

日程第2 同意第 6号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

議長（高橋浩之君） 日程第2、同意第6号、大衡村教育委員会教育委員の任命についてを議

題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） おはようございます。

同意第6号、教育委員の任命についてご説明申し上げます。

今月30日をもって、現在教育委員を務められておられます齋藤さと子氏が任期満了となりますので、引き続き、齋藤さと子氏を任命いたしたく、ご提案をするものであります。

齋藤さと子氏は、昭和49年7月27日生まれの51歳で、平成25年10月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に規定する保護者としての教育委員に就任されて以来、保護者代表として本村の学校教育はもちろんのこと、社会教育を含めた教育行政全般にわたる振興、発展にご尽力をいただいております。

温厚誠実で地域からの信望も厚く、3期12年間の教育行政の実績と経験を踏まえ、本村教育委員の最適任者として任命いたしたく存じますので、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋浩之君） お諮りします。本案は、人事案件でありますので、質疑討論を行わず、直ちに採決したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

採決に当たっては、起立によって行います。

日程第2、同意第6号、大衡村教育委員会教育委員の任命について採決いたします。

お諮りします。齋藤さと子さんの任命について同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数であります。

したがって、齋藤さと子さんを同意することに決定いたしました。

日程第3 議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第3、議案第33号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（後藤広之君） おはようございます。

それでは、議案第33号についてご説明を申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の条例改正は、部分休業制度におきまして、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について、勤務しないことを選択できるようにするとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を、小学校就学の始期に達するまでに引き上げる改正を行うもので、部分休業の取得のパターンの多様化に対応するために改正とするものでございます。

第1条につきましては、育児休業法の改正に伴う項ずれの改正と字句の修正を行うものでございます。

第17条の第1号は、非常勤職員の部分休業の対象の拡大を図るための改正となるものでございます。

第18条は、1日の勤務時間が6時間15分以上の職員を対象に、2時間を超えない範囲内での部分休業として承認する規定を、第1号部分休業として定めるとともに、取得時間の柔軟化を図るよう改正するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第18条の2につきましては、1年間で10日を超えない範囲内及び1時間単位での部分休業の承認を、第2号部分休業として定めるよう追加するものでございます。

第18条の3は、育児休業における1年間の期間を4月1日から3月31日に定めるものでございます。

第18条の4は、第2号部分休業での請求できる育児時間を、勤務時間の10日相当時間内とするものでございます。

第18条の5は、承認を受けた部分休業について、変更できる特別な事情を定めるものでございます。

第19条は、育児休業法の改正に伴い、引用規定を追加したものでございます。

第20条は、法の改正に伴う項ずれ及び変更規定が追加されたことに伴い、部分休業の承認の取消し事由について改正するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行するものでございます。
また、経過措置といたしまして、令和7年度の第2号部分休業における承認できる時間につきましては、勤務時間の5日相当時間とするものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） おはようございます。

説明いただきましたけれども、端的に言うと、今までより育児休暇が取得しやすくなったといいますか、今までよりも選択肢が増えた、そして取りやすくなったというふうに理解したんですが、それでよろしいんですね。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） ご質問のとおりでございまして、今回、育児休業のうち部分休業の部分を第1号部分休業と第2号部分休業ということで定めまして、取得しやすいように柔軟化されたという部分と、あと非常勤職員の育児休業の対象の拡大が図られたということで、ご質問のとおり取りやすくなった部分と、範囲が拡大されたということでご認識いただければと思います。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） それから、附則規定10月1日から施行ということで、これは法律と整合を図るための期日、10月1日ということで理解したんですけれども、それに併せて、本村における現在の育児休暇の取得状況を併せて質問したいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） まず1点目につきましては、国の法施行に合わせたものでございます。

2点目の育児休業の取得状況でございますが、令和7年度、今年度につきましては、現在4人取得しております。昨年度では、6年度につきましても4人取得しております。令和5年度につきましては、3名取得している状況となっております。過去3年間でございますが、そのような取得状況となっております。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。次、小川克也君。

4 番（小川克也君） 育児休業法、これまで幾度も改正されてきたと思います。取得状況も先ほど答弁いただきまして、大分いろんな方が取得されているのかなと思います。また、取得するためにも、やっぱり職場の雰囲気づくりも必要なのかなとも考えております。その辺、課内ではどのような環境づくり、取っていいよみたいな、そのような環境づくりをどのようにしているのかお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 取得しやすい環境づくりといたしましては、課内ではというご質問だったんですが、課内といいますか庁内全体的なところといたしまして、機会を見て村長自ら、その辺、取得しやすい声かけ、環境づくりの部分をしていただいております。そういったところで育休は以前に比べると取りやすい環境になっているかなと感じております。そういった成果といたしまして、先ほど育休の取得状況もご質問にお答えしたとおりなんですけれども、中でも、最近ですと男性の育児休業も大分取得が増えておまして、先ほど令和7年度4名というお話をしたんですが、そのうち3名が男性の育児休業ですね。令和6年度につきましても4名というふうに申し上げたんですが、そのうち2名が男性の育児休業ということで、そういったことの成果なのかなと認識しております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） なお、この休業を取りやすい環境をつくるためにも、やはり年配というか課長、課長補佐級が、村長も、積極的に取っていくような取組が必要だと思うんですね。例えば、宮城県で孫の育児休暇ですか、2023年に導入している、県内で初めてだと思うんですけれども、やはり、例えば課長補佐級や課長がこうやって孫を面倒見る機会もこれから求められる時期にあると思うんですよ。職員の定年の延長も今ありますし、ぜひこのような孫の育児休暇、ぜひ村長、このような制度を村独自で設けてみるのも、村長も子は宝と言っていますので、やっぱり年配の方が積極的に世代間を超えて育ていけるような雰囲気づくりを検討してみたらどうかなと思いますが、村長いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、小川克也議員から、宮城県でおかれまして孫休暇ということで、村井知事が全国で初めて孫休暇という条例といいますか、打ち出したところでございます。

最高で5日間の休暇ということになってはいますが、そのような形で、やはり今、子供さんが子供を産んでも、おじいちゃん、おばあちゃんも働いている方々がほぼ多くなっております。今、就労も60歳定年というような中じゃなくて65歳まで働くというのが、ほぼ大体皆さん働いている方々になりますので、この休暇制度は、やはりこれからのニーズに合っていくものではないかなと考えているところでございます。今後この制度、今ちょっとぱっと考えたところで、今誰が対象かなと、課長級でいるかなと思ったとき、ちょっとまだないんですけれども、今後このような形で孫が生まれる方もいらっしゃると思いますので、その点も含めまして考えてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第34号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第4、議案第34号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（後藤広之君） それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

議案34号でございます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の条例改正につきましては、仕事と育児の両立支援のニーズに対応するために、仕事と育児の両立支援制度の周知及び意向確認を行うとともに、子供や各家庭の状況に応じまして個別の意向に配慮するよう、人事院規則の改正に準じて改正を行うものでございます。

第15条は、第15条の3の規定を追加することに伴う条ずれの改正でございます。

第15条の3につきましては、今回新たに、妊娠、出産等についての申出をした職員等

に対する意向確認等の規定を追加するもので、第1項は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対して講ずる措置といたしまして、第1号に、仕事と育児との両立支援に対する制度または措置等の周知について、第2号に、出生時両立支援制度等の請求に係る申出職員の意向確認の措置について、第3号に、職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことを申し出た職員の子供の心身の状況または家庭の状況によりまして、仕事と家庭の両立が困難となる状況の改善に関する意向確認について、それぞれ定めるものでございます。

第2項は、次の9ページにかけまして、3歳に満たない子を持つ職員に対しまして、規則で定める期間内に講ずる措置といたしまして、第1号から第3号にそれぞれ定めるもので、第1号につきましては、仕事と育児との両立に資する制度または措置等の周知について、第2号に、育児両立支援等の請求等に係る対象職員の意向確認をするための措置について、第3号に、3歳に満たない子を持つ職員の子供や家庭の状況によりまして、両立が困難となる状況の改善に関する意向確認について、それぞれ定めるものでございます。

第3項は、3歳に満たない子を持つ職員の意向に対し、配慮しなければいけない規定を定めるものでございます。

第15条の4は、前条の追加に伴いまして、項ずれ等を改めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行するものとし、次項の経過措置については、公布の日から施行するものでございます。経過措置といたしましては、施行日前におきまして、条例第15条の3第2項の規定の例により同項各号に掲げる措置を講ずることができるものとし、講じられた措置は施行日以後、同項の規定により講じられたものとみなすものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５ 議案第３５号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第５、議案第35号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（後藤広之君） それでは、議案書11ページをお願いいたします。

議案第35号でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正は、標準準拠システムに実装されます住登外宛名番号管理機能を用いる住登外者宛名番号を付番、管理する事務が、個人番号の独自利用事務に該当することから、法第９条第２項に基づき、当該条例に定めるものでございます。

第４条第４項につきましては、住登外者宛名番号管理機能に関する情報につきまして、独自利用できるよう定めるもので、第５項は、第４項の追加に伴う項ずれの改正となります。

次のページ、12ページをお願いいたします。

別表第１につきましても、住登外者宛名番号管理機能に関する情報につきまして、独自利用できるよう、村長、教育委員会、それぞれ追加するものでございます。

12ページから14ページにかけまして、別表第２につきましても、別表第２で定める事務それぞれにおきまして、住登外者宛名情報が利用できるように追加するものでございます。

14ページから15ページにかけまして、別表第３につきましては、住登外者宛名情報を、村長から教育委員会に対し提供できるように追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第36号 大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第6、議案第36号、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） おはようございます。

議案書につきましては、16ページをお願いいたします。

議案第36号、大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものでございます。

本村においては、家庭的保育事業を実施している事業所は現在ございませんが、国の上位法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正となったことに伴い、連携施設の確保に係る要件の緩和が図られたことを踏まえ、保育支援提供に係る連携施設を確保しないことができる経過期間を、上位法改正の施行日から起算して15年を経過するまでの令和11年度末まで延長されたことから、本村条例の引用条項の規定の整理と所要の改正、字句の修正を行うものでございます。

改正部分につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げますが、主要改正部をご説明申し上げます。字句の修正や条項のずれ等の改正の説明につきましては割愛させていただきますので、ご了承願います。

それでは、17ページをお願いいたします。

第6条、保育所等の連携の規定につきまして、次のページをお願いいたします。

第2項と第3項に、家庭的保育事業者等による保育内容の支援の実施に係る連携施設

の確保が著しく困難と認める場合の緩和として、連携保育内容支援に係る連携支援を確保しないことができる規定を加え、次のページをお願いいたします。

第4項、第5項に、代替保育の提供に係る連携が著しく困難であるときは、代替保育の連携施設の確保をしないことができる規定を加え、次のページをお願いいたします。

第6項、第7項に、家庭的事業等の卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保の緩和の規定を加えるものでございます。

21ページをお願いいたします。

第16条、食事の提供の特例の規定につきましては、次のページをお願いいたします。

第2項第3号に、家庭的保育者の居宅で保育が行われている事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大に関する規定を加えたものでございます。

27ページをお願いいたします。

第45条、連携施設に関する特例の規定につきましては、第2項に、保育所型事業所内保育事業者への連携施設の確保についての規定を加えるものでございます。

28ページをお願いいたします。

附則の改正としまして、第2条、食事の提供の経過措置の規定につきましては、次のページをお願いいたします。

第2項に、平成27年4月1日以降に家庭的保育者の許可を受けた施設については、自園調理による食事の提供を行うために必要な体制の確保と自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長を加えるものでございます。

第3条、施設に関する経過措置の規定につきましては、連携施設の確保が著しく困難な場合であって、必要な支援を行うことができると村が認めた場合により、上位法の施行日から起算した5年間から15年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる猶予期間が延長される規定を定めたものでございます。

この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の大衡村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 大変難しいというか、いろいろ理解できない点があるのが正直なんですけれども、用語の改正で1点なんですけども、21ページの16条、食事の提供の特例のと

ところで、現行条例が「村等」の栄養士となっていたものを「市町村等」の栄養士に改正する、村の条例なのに、強いて市町を入れるということは、ほか自治体の栄養士さん方が関わる場合もあり得るという想定なのか、実際そういうことがあるのかどうかというちょっと素朴な疑問を持ったものですから確認と、あともう1点は、この条例の制定当時、私ここにいないものですから理解していませんが、この条例の該当施設がないのに条例が制定されている、その理由について伺います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） まず1点目の、村のところを市町村に改正した理由でございますが、議員のおっしゃるとおり広域、他市町村のところの事業所、広域で事業所を展開する、本部がある市町村の栄養士から指導を受けることも拒否できないということもあるために、市町村としているものでございます。

また、村のほうでこの事業がないと冒頭のほうで説明を申し上げましたが、万が一、大衡村でこの家庭的保育事業者の申請等許可を求める者が出てくるであろうということもあり得り、国と同様に制定したものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 用語の改正については理解しましたがけれども、そういうこともあり得るという想定の中でということで。該当施設ないのに、条例制定当時も該当施設は説明ではなかったということでしたけれども、これはそういう事業主体のほうから申出があった段階での条例制定ということは考えられないことなのか、改めて伺います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 事業所のほうから申し出て、この条例を制定するまでに日程がかなり要するということもあり、また、この条例が制定された当時の背景としましては、待機児童の解消ということで、家庭における保育をできるような家庭的事業所を設けるということで始まった条例でございますので、早急にこちらの条例を対応して、この事業を展開することができるようにということで、条例を制定させていただきました。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） この条例は、現行条例の施行時期はいつだったのか、最後に聞きたいと思います。その年次から現在まで該当、今は指定管理制度でこども園が主だと思うんですけども、そういう中で今後想定される場合、室長のおっしゃるとおり短時間でそういう動きが出るものでは私はないと思うんですけども、それらを総合的に考えると、

これらの条例を持つことによって、国の基準が変わりました毎度これだけの改正事務、ボリューム的にも大変かと思います。その辺考えると、必要に応じた条例制定が自治体条例の考え方の一つとも言えるのかなというふうに思い、質問しているわけですが、改めてこの条例の制定時期と、その後動きはないと思うんですけれども、その辺改めて伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 国におけるこちらの条例の施行日は、平成27年4月1日となっております。また、本村によるこちらの条例の施行日は、令和2年9月4日に初めて施行したものでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第37号 大衡村特定教育・保育設備及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第7、議案第37号、大衡村特定教育・保育設備及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） それでは、議案書につきましては31ページをお願いいたします。

議案第37号、大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものでございます。

本村における特定地域型保育事業は現在ございませんが、特定地域型保育事業者における連携施設の確保が進んでいないことから、国の上位法の改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正となったことに伴い、

連携施設の確保に係る要件の緩和が図られたことを踏まえ、保育支援提供に係る連携施設を確保しないことができる経過期間を、上位法改正の施行日から起算して15年を経過する令和11年度末まで延長されたことから、本村条例の引用条例の規定の整理と、所要の改正、字句の修正を行うものでございます。

改正部分につきましては、新旧対照表にてご説明を申し上げますが、先ほどの条例同様、所要改正部を説明申し上げます。字句の修正や条項のずれ等の改正の説明につきましては割愛させていただきますので、ご了承願います。

それでは、37ページをお願いいたします。

第42条、特定教育・保育施設等の連携の規定につきましては、次のページをお願いいたします。

第1項の次に第2項、第3号の規定として、保育内容の支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難と認めることができる規定を加え、次のページをお願いいたします。

第2項を第4項に、第3項を第5項に改め、代替保育の提供に係る連携が著しく困難であるときは、代替保育の連携施設の確保をしないことができる規定に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4項を第6項に改め、第1号と第2号に、特定地域型保育等の卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保の緩和の規定を加えるものでございます。

44ページをお願いいたします。

附則の改正としまして、第5条、連携施設に関する経過措置の規定につきましては、連携施設の確保が著しく困難な場合であって、必要な支援を行うことができると村が認めた場合に、上位法施行日、平成27年4月1日から起算した10年から15年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができるとされる猶予期間が延長される規定を改めたものでございます。

この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の大衡村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものでございます。

ご説明を申し上げました。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） すみません、何か。改正そのものは理解するんですけども、用語の改

正で、上位法絡みでという説明いただいておりますけれども、例えば35ページをずっと見ておる中で、32条に事故発生の防止及び発生時の対応という条項、32条2項の改正で、村に対して、従来であれば左側、速やかに村に報告するというやつが、今度は市町村にという改正になっていますが、先ほどのやつは、栄養士との関係は広域的な観点であり得るということで理解したんですが、こういう事故発生の場合は他自治体に対する報告というのは出てくるのかどうか。そういう読み取りを私はしてしまったんですが、その辺どうなのでしょう。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） そちらも議員のおっしゃるとおり、ほかの市町村の広域利用という児童を受け入れたり、また、大衡村の児童がほかの市町村を利用するというケースもまれに想定されることがあり、このような問題が発生したときには、その自治体だけで解決するのではなく、連携をして解決すべきということとなりますので、村を市町村に改めさせていただいたものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 想定すればそういうことを言えると思うんですけども、条例はあくまでも必要に応じた自治体固有の、その自治体固有の条例で、国のほうの基準が改正になったからどうのこうのということではなく、必要に応じた条例制定が私は原則でないかなというふうに思っておるんです。さっきも申し上げましたとおり、これらの改正事務、議会に上程するまでに要する時間、大変な苦労があると思うんです。機構改革を今いろいろ検討しているわけですけども、こういう部分での時間は、言葉悪いんですが無駄といえますか、ことも出てくるのかなと感じるわけですけども、その辺、今回の改正が反対ということではなく、その辺について村長なり副村長なり、いかがでしょうかね。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） この条例を提案させていただいたのは、事案があったときにすぐに対応ができるような形ということになりますので、国からの上位法ということで、そのときでいいんじゃないかという佐野議員のお話だとは思いますが、家庭的保育ももしかすると、前のご質問あったように誰かがすぐに、もう資格を持っている人がいて、その方が自分の家庭の中でやりたいとなったときとか、すぐに対応できるような形。そのときにこれがなければ、本当にできませんので、そういう形で今後対応できるということを視野に入れた中で、事案の解決にすぐなれるようにということでの条例の制定で

ございますので、ご理解願いたいと思います。

議長（高橋浩之君） もう一回、3回目まだやっていないので、なければそれでいいですし。
佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 村長、質問したのは、この改正事務のボリュームからして、機構改革を現在検討している中で、その辺も踏まえる中で、事案が発生してからでは時間的にという答弁いただきましたが、その辺は明日のあさってのということではなく、半年後なり1年後という中で動くのがこういう事業の在り方ではないかなと思いますし、あと、今まで条例制定後、今までそういう動きがまずないということも考え、機構改革いろいろ検討する中でそういう点も加味する必要があるんでないかなということで質問したわけがありますけれども、再度伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね。佐野議員の言っていることは、多分この条例を提出するに当たって事務的負担が物すごく職員に対してあるんでないかということだと。今やるべきこと、優先すべきことを優先して、こういうことは後回しでもいいんじゃないかと、こういう事案があったときにすぐにやりたいといっても、半年だとか1年前にそういう提出はあるんじゃないかということの理解だと思っております。

それは、佐野議員がご心配することも分かるんですけども、国が今このような形で、市町村のほうにやるようにという指示があったということがまず1点。また、大衡村でも待機児童対策として小規模保育、保育園の跡地にやったときがありましたので、そういうことの可能性もありますし、先月の広報を見ていただくと分かるんですが、今出産、なかなかお悔やみよりも出産が多くなって8件、8人の子供さんが生まれている。そして3人の方がお亡くなりになったという形で、子供さんも多くなっているのが、出産が今ピークというか、ちょっとだけのピークを迎えているところでございますので、そういう部分も考えますと、ゼロ歳から1歳というのが一番保育になかなか預けることができなかつたりすることが多いことがありますので、そういう事案にもすぐに対応できるようにということでの条例の改正だということを、ご理解していただきたいと思っておりますのでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございせんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第38号 令和7年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第8、議案第38号、令和7年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） おはようございます。

それでは、議案第38号別紙でご説明をさせていただきますので、別紙の1ページを開きいただきたいと思います。

令和7年度大衡村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億520万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,732万4,000円とするものです。

第2条は債務負担行為の補正についてで、5ページの第2表で後ほどご説明いたします。

第3条は地方債の補正についてで、こちらも後ほど6ページの第3表でご説明いたします。

それでは、まず債務負担行為の補正についてからご説明いたしますので、5ページを開きいただきたいと思います。

5ページの第2表、債務負担行為の補正は、追加1件でございます。案件は、大衡村学校給食センター調理等業務委託で、期間は令和8年度から10年度まで、限度額は8,600万円でございます。

続きまして次ページ、6ページ、第3表、地方債の補正についてでございます。内容は、変更が2件となっております。

まず1件目は、緊急自然災害防止対策事業債。これにつきましては、限度額7,920万円に2,170万円を追加し、1億90万円とするものです。こちらは、国道4号拡幅に係る針東地区の農業用水路整備分でございます。

次に、2件目の緊急・防災事業債につきまして、限度額960万円に2,170万円を追加し、3,130万円とするもの。こちらは、ときわ台集会所駐車場整備分でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

それでは次に、補正予算の概要について事項別明細書でご説明申し上げますので、9ページをお開きいただきたいと思います。

まず、9ページの歳入からでございます。

1款2項1目固定資産税は、現年課税分の収入増によるものでございます。

11款1項1目地方特例交付金は、額確定による減でございます。

16款2項1目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、定額減税調整給付金事業不足額の給付の増額分によるものでございます。

2目民生費国庫補助金は、記載2補助金分の増でございます。

17款1項3目農業費県負担金70万円の増につきましては、説明記載の鉾害復旧事業費負担金で、浅所陥没箇所の復旧工事分でございます。

10ページでございます。

2項1目総務費県補助金につきましては、説明記載の2補助金分の増、2目民生費県補助金は、記載補助金の見込みによる減、追加交付による増となっております。

4目農林水産業費県補助金、記載交付金の増額でございます。

5目教育費県補助金は、記載補助金分で、GIGAスクール構想支援体制整備事業分の増となっております。

次に、19款1項2目指定寄附金は、黒川郡連合青年団の黒川チャリティー実行委員会から、小中学校児童生徒の育成のための図書購入費として頂いている寄附分でございます。

20款1項特別会計繰入金は、1目後期高齢、2目介護の各特別会計からの繰入金でございます。

次、11ページに移りまして、20款2項2目減債基金繰入金の減は、財源調整によるものでございます。

7目明神揚水機施設維持管理基金繰入金は歳出調整、8目赤水処理施設維持管理基金繰入金はパイロットスケール試験施設の工事のための増額分でございます。

21款1項1目繰越金は、純繰越金確定による増でございます。

22款5項1目雑入は、説明記載の増及び減でございますが、町村地域づくり振興等助

成金につきましては県町村会からの助成金でございまして、ふるさと祭り事業に充当するものでございます。

続きまして、12ページでございます。

23款1項村債につきましては、2目消防債はときわ台集会所施設駐車場整備事業の工事費分、4目農林水産業債は国道4号拡幅関連の針東地区の水路整備事業分でございます。

歳入については以上でございます。

引き続き歳出についてご説明申し上げますので、13ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目議会費は、人件費の減でございます。

なお、これ以降、給与、職員手当、共済費など人件費につきましては、4月異動に伴うものを今般の9月補正において調整を行っているものでありますので、以降、その部分の説明につきましては割愛させていただきますので、ご了承を賜りたいと思います。

2款1項1目一般管理費2,046万8,000円の増、主なものにつきましては、14ページでございますが、10節需用費は情報システム機器の修繕料60万円、14節工事請負費1,950万円の増はときわ台集会所の駐車場整備分でございます。

2目文書広報費は村史編纂委員会時のお茶代の食糧費となっております。

5目財産管理費4,304万3,000円の増は14節工事請負費が主で、現在設計を進めております塩浪地区のり面の対策工事分が主なものでございます。

6目企画費429万4,000円の増につきましては、給料、手当分の人件費分を除きますと、15ページでございますが、会計年度任用職員、地域おこし協力隊員の時間外勤務手当分が主でございます。

次に、2項2目賦課徴収費1,470万5,000円増の主なものは、定額減税調整給付金に係る郵便料、振込手数料の11節役務費、計30万5,000円と、16ページに行きまして、18節負担金補助及び交付金、こちらが実際の給付金分でございまして、1,140万円でございます。また、22節の償還金利子及び割引料300万円の増につきましては、法人、村民税に係る還付金・還付加算金分の増となっております。

5項1目統計調査総務費、歳入追加分の充当による財源の入替えでございます。

17ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の主なものは、18節負担金補助及び交付金385万円の増

で、地方創生臨時交付金を活用しました原油・物価高騰対策として村内の医療、通所、有料老人ホーム、特養施設、障害者事業所、保育施設等への特別支援金分となっております。

3目老人福祉費6万2,000円の増は、記載2事業に係る委託料繰出金でございます。

次、18ページでございます。

4目障害者福祉費34万7,000円の増につきましては、12節委託料の障害者福祉サービス改定に係る障害者福祉管理システムの改修分でございます。

5目福祉センター管理費の10節需用費は、福祉センター玄関自動ドアのシリンダーの修繕分でございます。

2項1目児童福祉総務費37万円の減は、子育て支援祝金事業の出生祝金の見込み数及び入学祝金の額確定による減でございます。

5目児童保育費224万4,000円の増につきましては、19ページに移りまして、12節委託料は地域子育て支援拠点事業（おひさまくらぶ）の基準額改訂による委託料の増額分でございます。

18節の負担金補助及び交付金は、要綱改正による基準額の変更による増でございます。なお、私立認定こども園等運営費補助金は額確定による減となっております。

22節償還金利子及び割引料につきましては、令和6年度事業の実績報告による国、県への補助金、負担金の返還分の計上となっております。

4款1項1目保健衛生総務費194万円の減は、1節の会計年度任用職員、保健師分の報酬をはじめ各種手当分の減額によるものでございます。

次に、20ページでございます。

2目母子保健費の主なものは、会計年度任用職員、保健師の勤務形態変更、パートタイムからフルタイムへの変更による報酬を減とし、給与を増としたもののほか、21ページに移っていただきまして、10節需用費、14節工事請負費、17節備品購入費につきましては、こども家庭センター開設準備に係る計上分となっております。

次に、3目予防費の12節委託料は、狂犬病集合注射事業の完了による減、22節は令和6年度事業の実績報告による国庫補助、国庫負担金等の返還分が主なものとなっております。

4目環境衛生費につきましては、22ページでございますが、18節負担金補助及び交付金は、説明記載のバイオディーゼル燃料導入促進事業補助金の見込みによる増額分でご

ざいます。

2 項 2 目塵芥処理費も、18 節の生ごみ処理機設置助成分の申請見込み増による増額となっております。

次に、23 ページでございます。

5 款 1 項 2 目農業総務費の10 節需用費、消耗品費33 万7,000 円の増は、農地中間管理事業に係る分でございます。

3 目農業振興費641 万4,000 円の増につきましては、10 節万葉・おおひら館の自動ドアの部品交換、手洗い器の交換の修繕料、14 節工事請負費は事業完了による減、18 節負担金補助及び交付金は環境整備支援事業補助金の申請見込み増による増額などが主なものでございます。

5 目農地費2,669 万1,000 円の増につきましては、24 ページの工事請負費2,500 万円で、こちらは国道 4 号拡幅関連の針東地区の農業用水路整備工事分でございます。

次に、6 款商工費 1 項 1 目商工総務費の10 節需用費は、ひら麻呂ピンバッジ購入分の消耗品費の計上分でございます。

次に、25 ページでございます。

7 款 1 項 1 目土木総務費について、8 節の旅費は要望活動等、今後の出張見込みによる増額でございます。

2 項 1 目道路維持費は、道路施設の修繕である10 節需用費の増額でございます。

次、26 ページの 2 目道路新設改良費、4 項 1 目都市計画総務費、ともに人件費分のみでございます。

27 ページをご覧ください。

2 目公園費は、キャンプ場集客イベント開催のための報償費、需用費でございます。また、10 節のうち修繕料には公園の看板修繕費用のほか、万葉茶屋入居者決定による募集要項に基づく修繕料20 万円分を計上しております。

3 目下水道費は、下水道事業会計への人件費分の補助でございます。

続いて、28 ページでございます。

8 款 1 項 3 目消防施設費331 万1,000 円の増は、県道仙台三本木線、大森字上畑地内の歩道設置に伴う地下式消火栓設置のための14 節の工事請負費分でございます。

9 款 1 項 2 目事務局費は、人件費以外は10 節需用費、消耗品費で心のケアハウス設置の A E D の使い捨てパッド、バッテリー等の購入分でございます。

次ページ、29ページでございます。

9款2項1目小学校の学校管理費では、10節需用費の修繕料100万円が主なものでございます。

なお、2目教育振興費と3項2目の中学校の教育振興費につきましては、歳入でご説明申し上げました青年団のチャリティーコンサート収益からの寄附金収入による財源入替え分でございます。

4項1目社会教育総務費につきましては、30ページの7節報奨金につきましては、ふるさと祭り開催時に実施する万葉おどりコンテスト分の増となっております。

2目公民館費につきましては、10節需用費は新年会開催に係る酒類の提供再開による食糧費の増額計上でございます。そのほか、12節委託料は恒例となっております今年の漢字、揮毫出演委託分で、出演者の委託分でございます。

次ページ、31ページでございます。

5項1目保健体育総務費78万円の増の内訳につきましては、部活動の地域移行の検討委員会の謝礼、スポーツ奨励金の分の増となっております。

2目体育施設管理費は、村民体育館用のバレーボールのアンテナ購入の消耗品費分でございます。また、14節工事請負費は、予定しております村民体育館LED化工事に伴う再積算による増額分の計上でございます。

3目学校給食センター管理費11節役務費、手数料は、ノロウイルス検査追加分の費用でございます。

10款1項1目農林施設災害復旧総務費は、歳入でも触れました駒場深待地区の浅所陥没復旧工事分でございます。

2目大衡村排水処理施設維持管理費6,522万9,000円の増は、パイロットスケール試験施設工事分でございます。

17節備品購入費につきましても、現地水量データ収集用のノートパソコン購入分の費用でございます。

32ページでございます。

11款1項1目元金は、財源入替え、13款1項1目予備費は、財源の調整でございます。

歳出については以上でございますけれども、なお、次ページ以降は給与費明細書となっておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） ここで休憩します。

再開を11時20分といたします。

午前11時09分 休 憩

午前11時20分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、本案の質疑を行います。小川克也君。

4 番（小川克也君） 2件お聞きます。

まず1件目ですが、先ほど説明ありました中学校部活動地域移行に当たって、検討委員会を設置して費用弁償を計上しておりますが、委員会の目的、構成メンバー、委員会の時期いつするのか、あと費用弁償の計上額、その辺について詳細をお聞きます。

2件目が、万葉おどりコンテストが復活するということで、そのための補助金も計上しておりますので、その辺の詳細をお聞きます。

議長（高橋浩之君） 中学校部活に関しては、社会教育課長。

社会教育課長（堀籠緋沙子君） 中学校の部活動を地域に移行するに当たって、18万円の報償費を計上させていただいております。常任委員会で8月8日にご説明申し上げたときには、委員の費用弁償として1,500円ということで、掛ける人数分でご説明させていただいたところだったんですけれども、議員の方からご助言をいただきまして、謝礼1人3,000円という形に変えて計上させていただきました。

部活動の地域移行に当たりましては、部活動を地域のスポーツ団体、スポーツ少年団であったり、スポーツをされる団体のほうに移行していくに当たりまして、その団体の方々のご意見もきちんとお伺いしながら、中学校の意見、それから教育委員会の意見も皆さんで意見を出し合いながらスムーズに話し合いを持っていけるようにということで、検討委員会を立ち上げることを考えました。そのメンバーといたしましては、今お話ししましたところなんですけれども、スポーツ少年団各種目の代表の方、代表と申しますと、指導される方と保護者の代表の方、それから小学校・中学校の校長先生、PTAの会長、あとは教育委員会ということで、謝礼をお支払いするのは20名を想定しております。時期といたしましては、第1回目を9月末、第2回目を10月末、第3回目を11月末ということで、計3回予定をしております。

部活動の関係は以上になります。

議長（高橋浩之君） あと、万葉おどりコンテストは。

社会教育課長（堀籠緋沙子君） 万葉おどりのほうなんですけれども、令和2年から6年までの間、コロナ禍によりまして万葉おどりコンテストはお休みしておりました。その間なんですけれども、令和4年、5年に関しましては子供たちの体験会ということで、小学校とか児童館で体験のほうはしてきましたが、今年度は、新たな伝統文化として創作した万葉おどりですので、今後もぜひ継承していきたいということで、万葉おどりコンテストの開催を考えて予算のほう計上いたしました。

開催する場所といたしましては、以前までは万葉まつりで開催していたんですけれども、今回はふるさと祭りで開催できればと計画しております。出場資格のほうは以前同様、住民、それから在勤者ということで考えております。部門、子供の部門と大人の部門と分けて考えておまして、子供の部門、大人の部門それぞれ賞を設けまして、開催しようと考えております。審査員は、ききょう会のほうから、それから教育長、実行委員長というような感じで考えております。

以上です。

議長（高橋浩之君） 次に、学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 部活動の地域移行の関係について補足という形でご説明申し上げます。具体的な地域移行の年というんでしょうかね、年度についてはまだ未定になっております。ただ、学校側のほうでは、土日のいわゆる部活動の地域移行は今すぐにもやりたいというふうにはなっていますけれども、当然、先ほど申し上げましたスポ少ですとか各スポーツ団体との話合いの結果によるものと思われるので、今のところ1年から2年をめどに、土日の部活動の地域移行はお願いしたいかなと思っているところでございますが、まだ未定ということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 地域移行に当たっては、検討委員会20名ぐらいですか、メンバー構成を組んでいるようですが、その中で意見交換、いろんな意見を聴取するということですが、やはり実際子供たちの声、これから部活動を始める五、六年生や今行っている中学生、また保護者の声を直接聞く必要もあるのかなと思います。その辺これから検討委員会を開くので、検討材料として、たたき台として、直接子供たちの声、アンケートも取る必要があるのかなと考えます。その辺もお聞きしたいと思います。

あと万葉おどりについて、万葉おどりは村民がいつでもどこでも踊れるように、平成

9年ですか、伝承芸能を創造するためにつくり上げてきた踊りと聞いております。社会教育課では月に二、三回、毎月教室を開いて、何とか今まで、コロナ禍もありましたがつないできました。今の子供たち、小学生対象になりますが、万葉おどりを知らない子供たちが本当に多くなってきているのかなと本当に実感しています。その一つに小学校の運動会で万葉おどり、これ今行っておりません。その辺村として、万葉おどりを本当にこれからもつないでいくんだという思いをぜひ、学校のいろいろ事情があるかと思いますが、その辺、村では大事にしているんだということを教育委員会のほうも指導していただきたいなと思っております。

議長（高橋浩之君） 社会教育課長。

社会教育課長（堀籠緋沙子君） 部活動地域移行するに当たって、子供の声、それから保護者の声ということなんですけれども、まだ話合いを始めたばかりですので、これから検討委員会の中で、こういう声もあるんじゃないかとか、その辺耳を傾けて検討委員会のほう、もし3回で足りなければ、また補正をお願いするという形で進めていきたいと考えております。

あとは万葉おどりなんですけれども、前は運動会、体育大会のときに全員で踊りまして、みんなで万葉おどりを親しんでいったところではございますが、なかなかもう今それともなくなりまして、先ほどお話ししました令和4年と5年に小学校のほうで、小学校4年生を対象に一度体験会という形で万葉おどりの体験会を開催したんですけれども、その後続いていけませんので、今後小学校と連絡を取りまして、できれば開催できるような形で進めていきたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 地域移行を進めるに当たって、本当に指導者の確保だったり様々な問題が出てくるかと思われま。ぜひ子供たち、保護者の生の声を聞いて、これから3回、4回なり本当に何回も話し合って進めていかなければ、地域移行の発展につながらないと思いますので、ぜひそのような形で声を聞いて進めていただきたいと思います。

あと万葉おどりについてですが、教育長、村長にもお聞きしたいと思いますが、小学生に今本当に指導する機会、いろいろ社会教育課でもやっているという話もありましたが、子供たちも公民館に来て参加しているんだよという声も聞いております。その辺やはり小学生向けに、もっともっと万葉おどりの発信というか、重要性を村長からも教育長からも伝えて指導していただければと思います。その辺お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君）　じゃあ、どちらから行きますかね。まず、教育長。

教育長（丸田浩之君）　ありがとうございます。万葉おどりにつきましては、やはり大衡村に根づいている一つの文化でございますので、その辺、校長会、教頭会を通して、どのような場面で子供たちが親しむことができるか探っていきたいと思います。社会教育課と連動しながら行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋浩之君）　村長。

村長（小川ひろみ君）　万葉おどりにつきましてですけれども、小学校の玄関入りますと、3つの絵があります。それは卒業記念の6年生のとき、今61年生まれの子供たちが、自分が万葉おどりを踊ったときの踊りの絵が飾られてございます。やはりそのくらい、子供たちは踊りということに興味を持たせれば本当にもう自分の体が動くという形になっていますので、学年としてこの文化はとても大事だと思いますし、この伝統を絶やさないように、本当にこの万葉おどり愛好会の方々も月に何回と練習会をしていただいておりますし、この文化を絶やさないためにも、何年生かは必ず踊るということにしていくと体が覚えると思います。そのような形で体で体験できて、体がもうずっと動けるような形で小学校の授業に、小学校の時数の確保とか本当に大変なところもあるんですけれども、伝統文化、大瓜神楽も中学校でいろいろと皆さんに、子供たちに知っていただく会も設けさせていただきましたので、この万葉おどりも大衡村の文化の伝統として今後残していきたいと思いますので、教育委員会のほう、あと学校関係者と密に連絡を取り合いながら、伝統を絶やさないようにやってまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君）　次に、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君）　ページ数31ページですね。10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費ですが、こちらが6,522万9,000円となっておりますが、中身につきましては産業教育常任委員会のほうでもいろいろお話を受けておりましたが、非常に大きい金額で、全体としてお伺いをしたいと思いますが、聞いていない方もあると思いますので、その辺の詳細、いつ頃、どのような施設で、どのぐらいの規模で、どういうこの6,500万円が使われていくのかということ、それをよろしく説明お願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君）　産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君）　ただいまの大衡村排水処理施設、上北沢処理地区の工事費につきましてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、年度当初から設計のほう入らせていただいております、大学の先生等が入っております検討委員会で詳細を詰めさせていただいております。今回の実証試験施設整備ということで工事費を計上させていただいております。榎田・上北沢地区につきましては、排水の水質特性に応じた方式を採用することとしております。

まず榎田地区の排水につきましては、排水基準の鉄濃度につきましては基準を下回っている状況でして、ペーハー値が基準を同じく下回っている点が課題でありまして、そのため、改善すべき項目はペーハー値のみとなります。榎田地区では石灰石浸透流型人工湿地を導入いたします。これは、石灰石の層を水がゆっくりと通過することで水が中和され、ペーハー値が改善される仕組みであり、自然の鉱物の働きを利用した水処理方法であります。

一方、上北沢地区の排水は、ペーハー値の基準が下回っているだけではなく、鉄濃度が排水基準の3倍以上となっておりますので、両方を同時に改善する必要があります。このため、2段階の方式を採用します。まず、表面流型人工湿地において、水面をゆっくり流れる過程でヨシなどの植物が持つ浄化作用を生かし、鉄を沈殿、吸着させて除去します。その後、榎田地区と同様に石灰石浸透流型人工湿地に導きまして、石灰石の作用によりペーハー値を改善させる仕組みであります。繰り返しになりますが、榎田地区ではペーハー改善に特化した処理、上北沢地区では鉄とペーハーの両方を改善する処理を導入するものであります。それぞれの地区の水質特性に即した最適な方法を実証的に整備、人工湿地を建設する計画となっております。

規模といたしましては、榎田地区が約700平米、幅が21メートル掛ける長さが33メートルの人工湿地、こちらの工事費が2,000万円を予定しております。上北沢地区につきましては約1,000平米、幅が25メートル掛ける長さが40メートルの人工湿地で、こちらは4,500万円の工事を見込んでおりまして、合計6,500万円の工事費を計上しております。こちらにつきましては年度内に完成いたしまして、8年度の年度当初から実際の水質の実証試験のほうに入る計画としております。

以上です。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） これまでも地元説明会というのは実施していると思いますけれども、大体やり方が決まったようでございますので、もう一度地元に対して説明をするのかということと、実際的には、今度用地買収とかもこの中に含まれているのかということもお

伺いしたいと思いますし、また、先ほどペーハー下回っているというお話ですが、基準値を下回っているのか、それとも下回っているというのはいいほうで下回っているのか、極端な話で悪くて下回っているのかですね。また、放流する場合のペーハーなり、または鉄の含有量は、この施設を通したときは完全にクリアして出てくるという、安心を持って流せますよというイメージでこの施設は理解していいのか、再度お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） まず、説明会につきましては昨年2月に地区のほうで開催をしております。工事実施に当たりましては、周辺の方々に工事の説明は必要だと感じておりますし、排水方法が変わりますので、時期を見て、また地区のほうにも説明が必要だと考えております。

また、この施設整備に当たります用地買収につきましては、こちらは7年度の当初予算で計上しておりまして、先月8月、地権者の方と用地買収の契約を済ませておりますので、今後、補正予算成立後は直ちに工事に着手したいと考えております。

最後の水質のほうのご質問であります、すみません、説明が不足しておりましたが、排水基準といたしましては、ペーハー値が本来は5.8以上が必要になっております。上北沢地区につきましては、現在平均してペーハー値が5.66、榎田地区につきましては3.08。もう一つの排水基準であります鉄の含有量でございますが、基準は10ミリグラム以下となっておりますが、上北沢は31.6ミリグラム、榎田地区につきましては1.69ミリグラムでありますので、鉄のほうは既に排水基準を満たしているという状況になっております。

以上です。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 最終的には、放流するときは今の実験ではどのぐらいになるというのは示されるのかどうか、もし分かれば。流して安全なのか、その辺ちょっと住民の人も非常に心配すると思いますから、それをお伺いしたいということと、あとは、この施設は非常に期待を持って我々議員としてもいるわけですがけれどもね。なぜかという、今まで機械処理で年間に何千万という電気料から何からかけてやっておりますけれども、今の説明ですとあまり経費のかからないということで、うまくいけば非常に素晴らしいもので、村の基金丸ごと残るんじゃないかという安心をしているわけでございますけれど

もね。ほかに使うか使わないかは別にしましても、非常にうまくいけばいい方式であると、モデルにもなると思います。本気で取り組んでいただいて、成果が出るような工事をやっていただきたいと思います、よろしく願いしたいと思います。その辺2点お願いします。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） まず水質でありますけれども、こちらは基準値をまずクリアするということを念頭に置いておりまして、今回、試験施設を整備いたしますが、整備した後に、そこで処理が可能だという想定量をすぐに流すわけではなくて、少しずつ少量ずつの量を流して、水質を確認しながら流していくという実証試験を予定しております。最終的にどのぐらいの水質になるかというのは、こちらは8年度の実際の試験を通して、また議会のほうにも詳細を報告させていただければと思います。

あと、今鈴木委員から多大なる期待のご発言をいただきましたので、工事もそうなんですけれども、事業全体として滞りなく実施していくように努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（高橋浩之君） 次に、早坂美華さん。

2番（早坂美華君） ページ数18ページの子育て支援祝金事業についてお伺いいたします。出生祝金、あと入学祝金の人数をお伺いいたします。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） こちらは当初、出生祝金につきまして30名を見込んでおりました。入学祝金につきましては、小学校45人、中学校75人、高校56人を見込んでおりました。

この補正によりまして、現在、母子手帳発行の来ている人数を鑑みまして、当初30人で見込んでいたところ、今現在3月生まれまでの母子手帳交付を発行しており、おおよそ20名の出生が見込まれるということで現時点で想定しております。また、引っ越ししてきた方や、今後4月生まれの方が早く生まれたりしても30名を超えないということで、25名の見込みとして5名減をしたものでございます。

また、入学祝金につきましては、支給の事業確定によるものの減額でございまして、小学校につきましては45名に対しての実績44名、中学校につきましては75名に対し実績73名、高校生につきましては当初56人に対して実績55名となったものでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） 令和 6 年度の出生数から何名、令和 7 年は減少する見込みなのか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 令和 6 年度に関しては 22 名ということで、今、数が出ております。また、7 年度に関してはこれから 3 月までまだまだ時期がございますので、今来ている段階での数値でございますが、20 名となっておりますので、さほど横ばい状態ではないかということで予想しております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） 村長にお伺いします。村内でも少子化、もう 20 名を切るか切らないかという現状になってきたんですが、やはり子育て支援、今でももちろん手厚いんですが、まだまだレベルアップしていかなくちゃいけないと思うところがあるんですが、例えば仙台市ですと出生時の一時金、仙台市としてプラス 9 万円、国は 50 万円、仙台市独自に 9 万円を、今年の 11 月 1 日からを目標に議会に通すということだったんですが、やはり村ももっともっと支援していかなければいけないと思うんですが、やはり支援したから子供を産むかという考えではなく、支援したことにより安心して子供を産んでいただけるという考え方を今後持って支援を、出産祝金にしましても増額するなど、やはり安心して大衡村に戻ってきていいよ、出産して戻っていいよという環境づくりを今後ますます厚くしていかなければいけないと思いますが、その辺のお考えをお願いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 出産祝金とか様々子育てに関して、もっともっと支援をしたらいいんじゃないかというお話だと今受けているところでございます。自治体自治体で競争する何ものもないとは思ってございます。ただ、大衡村としてある程度の人数、定住をしていただく方が増えることによって、やはり全体的なバランスも取れていきますので、その部分、やはり定住していくためには給付型の奨学金も、大衡村は中学校までは学校ありますが、高校、大学に行きますと必ず外に出なければなりません。そうなりますと、やはり奨学金を借りて勉学に行ったり、仕事とかしたりしていますので、安心してこのくらい大衡村、企業様、小中、企業様、事業所様もたくさんありますので、大衡村に帰ってくれば給付型の奨学金の制度をこれからつくることによって、今ある程度奨学のやつもあるんですけれども、そちらのボリュームも、企業版ふるさと納税とかでも頑張っ

ていきまして、財源確保した上でそのようなことをして、やはり安心して帰ってきて、実家もあるものですから、そこに定住していただく、また新しい方々も定住することによって、仕事も大衡村で、企業様で仕事をしてもらおうという形を連携した形で、うまい具合に回すような形で、それができることによって、また相乗効果の中で祝い金とか出産祝い費をプラスするだとか、国のほうも今50万円の出生のためにお金を出していますけれども、それも増額するようなことも案に載っているようなこともありますので、そのところも見据えながら、今後考えてまいりたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 今回の補正総額 2 億 500 万円から、6 点ほど質問します。

1 点目、歳入、9 ページですか。固定資産税、既に今年度納付時期に入っているわけですが、今回補正総額のちょうど 2 分の 1、1 億円の追加、7 年度のこの固定資産税、ここでいう部分で結構ですので、どのように見通しを立てて試算して、今回 1 億円の計上をしているのか、1 点目伺います。

あと 2 つ目は、その下の国庫補助金の関係ですけれども、地方創生臨時交付金の関係で 1,468 万円計上しており、さらには歳出において定額減税調整給付金 1,107 万 5,000 円計上になっています。これら 6 月補正もされているわけですが、6 月補正との関係について伺います。

それから、3 点目は人件費、2 節から 4 節は人事異動に伴うという説明ありましたが、給与費明細書を見ますと、2 節の給料で 550 万 2,000 円追加、職員手当で 85 万 3,000 円の減額という内容ですが、今年度も給与改定が既に人事院で勧告されている時期かなと思うわけですが、今回大きく、例えばですけども保健衛生総務費あたりの減額 134 万 2,000 円、給料、非常に大きい減額。その辺を見ますと、給与改定分をある程度見込んでの今回の減額なのか。その点、人件費の関係を伺いたいと。

それから、4 点目、20 ページにこども家庭センター開設準備事業 94 万 7,000 円が説明欄にあります。これの具体的な内容を説明いただきたいと。

それから、5 点目は 28 ページ、消防施設費、県道仙台三本木線ですか、大森地内の歩道工事。これ県工事に伴う消火栓の移設ですか。その辺の工事費が計上になっているわけですが、この場合は県からの補償費というのはないのか、確認したいと思います。

最後に 31 ページ、体育施設管理費、14 節工事費 491 万円の追加。これ先ほど企財課長のほうから村体の LED という説明あったわけですが、当初予算で計上にもなっ

ている分があると思いますが、その辺、具体的にご説明をしていただきたいと。

以上6点、お願いします。

議長（高橋浩之君） まず固定資産税、国庫補助関係は税務課で。税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） まず固定資産税につきましては、7年度当初、見込むことができなかった土地家屋償却資産に係る部分での増額でございます。土地につきましては、企業の土地取得が2件、家屋につきましては企業様の工場新設と増設などで3件、それから償却資産につきましても、主なもので3社ほどでございます。2社の増額、それからあと復興特区課税免除の額が減額になっているところでございます。

固定資産につきましては以上でございます。

議長（高橋浩之君） 次に、地方創生臨時交付金。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 地方創生臨時交付金の物価高騰の分ではありますが、説明記載のとおり定額減税調整給付金事業ということで、引き続き不足額の給付の分ということでありますが、当初たしか600万円でしょうか、計上していたものでありますが、税務課担当ではありますが、国から提供されました積算のシステムといいますか、ツールによりまして再度積算をし直したところ、不足額が生じているということで、人数の増等があるということで、今回その部分に追加して計上しているものでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） あと、それでは人件費並びに消防施設費絡みで。総務課長。

総務課長（後藤広之君） 今回、人件費の大きな補正の部分につきましては、当初予算計上させていただいてから、4月で人事異動ありまして入替えがありましたので、その関連で、あと給与をベースアップした関係で不足する分につきまして、今回9月で補正したという形になっておりまして、人事院勧告の関係を見越したものではないということでご理解いただければと思います。

それと、あと28ページの仙台三本木線関連の消火栓の支障の関係につきましては、今回拡張される部分に消火栓がありまして、それが支障となるということで地下式の消火栓に工事するものでございますが、こちらに対しての補償費の補填というのはない状況となっております。

議長（高橋浩之君） 次に、子育て支援に関して。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） こちらの減額につきましては、子育て世代包括支援センターのほうの会計年度の減額となっております。本来4月から雇用の見込みで計上しており

ましたが、4月から7月まで雇用がありませんでしたので、そちらの分のほうを、失礼いたしました。センター開設準備の内容でございました。

こちらのほうは、令和8年1月1日に開設します事業で、必要な経費を計上するものでございます。主なものとしましては、まず消耗品費として、家庭センターに必要と思われるおもちゃ、それから住民向けに対するセンターのリーフレット、あとはそのほか、座布団であったりとか子供が使うお昼寝マットを想定しております。

また、工事のほうでございますが、センターのトイレ、男子トイレに1か所、女子トイレに1か所にトイレのベビーシートということで、保護者がトイレに入っていたときに、小さなお子さんが座るベビーチェアを1台ずつ設置するものでございます。

備品購入費につきましては翻訳機、今、パキスタンの方やアメリカの方や、いろんな多国籍の方に対応しているということもあり、翻訳機を1台購入させていただくものとなっております。また、そのほかにこども家庭センターの相談室としての時計であったりとか、それから子供が、相談している間に安心して保護者が相談できるような場の設定ということで、ベビーサークルを購入するということで想定をして、予算を計上しております。大変失礼いたしました。

議長（高橋浩之君） 次に、体育施設関連の質問に対して。社会教育課長。

社会教育課長（堀籠緋沙子君） 村民体育館のLEDの交換工事の件ですが、令和7年度の当初予算のほうに1,300万円ほど計上させていただいていたところなんですけれども、その1,300万円の基となる見積りを取りましたのが令和5年度ということでありまして、物価高騰、それから資材、人件費高騰、いろんなことを考慮しまして、改めて見積りを取り直したところ差異がありまして、補正をお願いしたところです。

以上です。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。佐野英俊君の質問を終わらせて休憩したいと思います。

5番（佐野英俊君） まず固定資産税の関係、当初で見込めなかった分ということですが、7年度の今後の見通しについて、今回前年度の決算も出ていますので、その辺、総額この程度見込まれるのかなという現在試算している中での見込み、もし数字言える範囲で結構ですので、伺いたいと。

それから2点目、物価高騰の関係ですけれども、国からの積算ツールというんですか。により、再積算をした結果というお話でしたが、これはそうすると大衡だけの問題ではないということに理解してよいのか伺います。

それから人件費関係は、不足する分の追加は、私は何も問題なく必要なのは必要だから、追加は必要かと思います。要するにさっき申し上げたように、一番減額金額の多いのが134万2,000円、保健衛生総務費、職員数にも関係すると思いますが、今回これだけを減額していて、給与改定がなされた場合に不足が生じませんか。今回減額して、また12月追加ですということにならないでしょうということで質問した次第です、人件費。

それから消火栓、今回は補償費はないということですが、村として県のほうにお願いして進めてきた歩道整備も関連するわけですが、ルート4号線の場合なんか補償費出ている分もあるのかなと。それらを単純に考えますと、今回の消火栓の移設は県のほうにお願いしている事業の中で、虫のいい話になると思うんですが、補償費はないものかということで再度確認します。

それからこども家庭センターですか、開設準備経費94万7,000円。内訳いろいろ消耗品まで説明いただいて理解するわけですが、さきの常任委員会において、その前にこの財源を伺います。94万7,000円の財源どう考えているのか。歳入のほうやらにどう反映しているか、その点伺います。

それから最後に村体のLED、正直に当初予算の要求においては令和5年度見積り額を要求しましたということですが、6年、7年度事業としての要求、それが妥当だったのかどうかちょっと疑問を持つわけです。改めて7年度予算要求に向けての参考見積りやらの徴収がなされてもよかったのかと。現課長に質問してもしようがないことかと思いますが、その辺改めて、7年度予算要求時においては再度見積りを取る考えはなかったのか、確認したいと思います。

以上です。

議長（高橋浩之君） まず固定資産税の見通し関係、あと地方創生の物価高騰の関係まで。税務課長。

税務課長（早坂紀美江君） まず、2点のうちの1点目、固定資産税の見込みにつきましては、現段階では确实なところで、今回1億の増額とさせていただきました。6年度の実績から鑑みますと、今後見込みとしましては5,000万円弱ほどの収入が見込まれるのではないかというふうには想定はしてございますが、何分、今後の収入状況を見てからの判断になると思いますので、その後の補正対応ということでさせていただきたいと思います。

それから、2点目の定額減税の不足額給付につきましては、6月補正の段階では、ベンダーの試算を基に補正を要求させていただいております。しかし、国の算定ツール

を用いての改めて積算をしたところ、かなりの乖離がありまして、当初6月で見込んだ数字では150件ほど、今回国の算定ツールを用いた結果600件ほどとなりました。その乖離の理由といたしましては、6年度に支給しております、調整給付金として支給しておりますものは5年度の所得額を基に6年度の推計値ということで計算しておりまして、実際6年度の所得額を用いての計算によって、所得額の変動のあった方については不足額給付ということで支給対象となったものでございます。6月の補正の段階では、試算値として150件ほどといいますのは、扶養が変動した方、扶養が増になった方分のみを抽出した結果のようにこちらでは判断しております。

なお、その所得額につきましては、なかなか試算が難しいもので、やはり国の算定ツールが来てからでないとできない部分もございましたので、今回改めての追加補正ということでさせていただくものでございます。この件につきましては、大衡村だけではなく、近隣自治体もかなり乖離があって驚いている状況ではございます。昨年に引き続き、今年度もこのような状況で2度にわたりの補正でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 次に、人件費の減並びに消防施設費に関して。総務課長。

総務課長（後藤広之君） 人件費の置き方の基本的な考え方の部分なんですけど、その時点その時点で想定される部分のものといたしまして、想定されるといいますか、職員の配置の状況におきまして積算をして計上しております。ですので、ご質問のとおり、今後人事院勧告の関係で金額の増は想定される部分はあるんですけども、そうしますと予算も一時的に膨らむ形になりますので、その時点での職員の配置の状況で積算をさせていただき、補正をさせていただいたということでご理解いただければと思います。

それと、歩道と消火栓の関係でございますが、今回の県道整備の部分につきましては歩道の新設のみとなりまして、道路法線が変わらない事業ということで、制度上補償の対象にならないということで協議させていただいたんですが、どうしても制度上、今回そういった形で補償の対象にならないということですので、こちらもご理解いただければと思います。

議長（高橋浩之君） 次に、子育て支援関係。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） こちらの開設準備に係る財源でございますが、国庫支出金につきましては62万8,000円、補助率3分の2となっております。県支出金につきましては157万円で補助率3分の1となっております。歳入のほうは、ページで申し上げます

と9ページ、16款2項国庫補助金の2節民生費国庫補助金のうちの児童福祉費補助金のところに記載がございます地域子ども・子育て支援事業補助金と、次のページの17款2項2目民生費県補助金に記載しております2節の地域子ども・子育て支援事業費補助金を活用させていただきまして、そちらの補助金を充当しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、体育施設関係。社会教育課長。

社会教育課長（堀籠緋沙子君） 今後の話になると思うんですけども、新しい情報によりまして予算の計上をするように心がけていきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 人件費、現時点での補正ということで理解するんですが、課長、そうしますと、さっきも触れましたけれども、今回減額した科目で給与改定が進む場合に、さらに追加ということもあるという説明に理解したんですが、そういうやり方、予算組みを考えると、そういうやり方を大衡で今までやってきているんですか。この予算の編成の仕方からすると、節ごとのことですよね。給与改定があるとなれば、ある程度は現時点での減額130万円から可能ということで、全額減額でなく、その辺ある程度は財源留保する考え方は持ってこなかったのか、その辺だけ最後に。繰越金の関係で予備費追加もあるわけですので、逆に不足する人件費については予備費を追加しておくとか、その辺のテクニックがあるんでないかなと思ったわけですけども、改めて。今までもそうやってきたんだと言われれば何とも言いようないんですけども。

あと、大方理解したんですけども、準備資金の関係で62万8,000円というのは見ましたんですけども、これは消耗品入っていない金額だと説明あったと思うんですが、その辺だけ確認したいと思います。

それからLED交換の関係は、やっぱり気をつけて、予算当初要求する際に気をつけて今後ともやっていただきたいと。何か大きい金額なものですから、要望しておきます。

以上です。

議長（高橋浩之君） まず、総務課長。

総務課長（後藤広之君） 人件費の関係、ご質問ありました今後減額した科目で追加あるのかという部分につきましては、人事院勧告等でアップした場合につきまして増額というのは、可能性としてはございます。ご質問ありました、それを見越して予算を一部残してという部分につきましては、今回の補正の置き方は今回に限ってというわけではなくて、これまでも同様に、その時点での人員配置の状況に応じて増額減額という形で予算管理

させていただいていたところでございますので、今回に限ってではなく、その時点での人員配置に応じて適切に管理していたということでご理解いただければと思います。

議長（高橋浩之君） 次に、健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） このたびのいわゆる人件費の減について、内容をちょっとご説明させていただきたいと思います。今回、当課の職員の中で1人今出産を迎えまして、今後育休に入る職員が1名ございます。その職員の人件費が、子育て世代包括支援センター事業のほうで1名分人件費を持っていたわけなんですけれども、こちらには保健師を1名置いて、そちらから人件費を出すような事業になっております。今後育休に入るに当たって、実際の今いる保健師が、ここから給与を出さなければいけないという内容になっておりますので、今回そちらのほうに1人分人件費を移行した関係で、1名分途中から減ということでの計算で、大きな減額となっております。子育て支援包括支援センター事業のほうは国庫の補助の対象にもなっておりますので、実質の人件費かからないと補助対象にもならないということがあった事情もございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 人件費も含めての答弁でございました。

次に、体育施設に関して。社会教育課長。

社会教育課長（堀籠緋沙子君） 先ほども申し上げたとおり、気をつけて予算を計上していきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 答弁漏れないですね。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 先ほど、消耗品費のことでご質問いただいたんですけれども、内容をもう一度教えていただくことをお願いしてもよろしいでしょうか。ご質問の意味をもう一度お願いできますでしょうか。

議長（高橋浩之君） じゃあ、佐野英俊君。今の逆質問みたいな恰好だけれども、そこだけ確認の。

5番（佐野英俊君） 国庫あるいは県費を得て事業をやるゆえに、消耗品費は入っていないだろうと思いながら、先ほどの62万8,000円には入っていないですねという確認もしたかったということです。

議長（高橋浩之君） では、その件に関して。子育て支援室長。

子育て支援室長（小川純子君） 失礼いたしました。今回、開設準備の要綱の中には、消耗品もこの補助金のほうに含むとなっているので、補助対象として見込んでおりました。

議長（高橋浩之君） ここで休憩をいたします。

再開を午後 1 時30分といたします。

午後 0 時 2 0 分 休 憩

午後 1 時 3 0 分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 債務負担行為の補正について伺います。今回、学校給食センターの調理の業務委託、令和 8 年度からの契約に向けての債務負担行為が補正されたわけですが、期間がまだ大分ある時期かなと思うんですが、8 年度からの委託業務のこれからの契約に向けた手続のスケジュール、それから業務の内容につきまして、現在の委託業務の内容と変わらないものかどうか、その辺の中身について伺います。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） まずもって、いわゆるスケジュール感については、前であると 12 月の議会に債務負担行為をかけていた経緯がございます。そこからですと、契約が 1 月末とか 2 月になる可能性もあるという形で、そこから決定された業者が例えば人数とか調理員等を見つけるとなると、そういった部分もあって入札に参加する業者が少なくなっていたという経緯がございまして、今般 3 か月ほど前倒しして、もう年内中には、もう 10 月下旬、11 月上旬中には契約を、入札をやって契約を締結したいと考えております。

スケジュールにつきましては、今回 9 月議会に債務負担行為の設定をかけまして、大衡村学校給食調理等民間委託業者選考委員会というのを開かせていただきまして、その中で、いわゆる参加する業者等を決定して指名委員会にかけまして、そこから契約締結を行うという形になります。それが 10 月下旬から 11 月上旬になろうという形になります。そこから業者のほうで人数等々、調理員等々の方を集めて、令和 8 年 4 月から調理等の業務を開始するという形になっております。

あと、その業務内容については今やっている業務内容と変わりませんで、当然調理の部分と配送業務がメインになっているものでございます。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 今まで、たしかそうでしたね、12月頃に債務負担行為やっていたなという記憶あるんですけれども。契約までの期間、相手業者の準備の都合もあって、なるだけ早くに契約までしたいということであれば理解しますけれども。今の現契約、たしか3年間ですかね、今もやっているのが。それが今年度までということでしょうけれども、給食センターが新しくなしまして、配送業務とか場所も変わったわけですね。場所といますか配送先が、従来は小学校から中学校に配送していたんですが、今現在、中学校じゃなくて小学校のほうに余計配送ということに変わっているわけなんですけれども、その辺での配送業務についても、配送車更新したんですよね。運搬の量は小学校のほうは当然個数は多いと思うんですけれども、そういう業務内容についても変わらない内容なものか。

あと、この3年間の8,600万円というのは、調理配送業務だけの中身なものかどうか、その辺も確認したいと思いますけれども。

あとそれから、今のセンター新しくなって何年ですか、2年ぐらいですかね、既に。なっていますけども、この間稼働していろんな運用上の課題とか、新センターに移って課題、問題点というのは特段生じている部分はないものかどうか。途中で防風柵とか設置したりなんかしていましたけれども、運用上の問題、課題はないものかどうか伺います。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 一応、委託業務につきましては3か年という形になりましたけれども、令和5年度につきましては、何ていうんでしょうかね、ちょうど移行する時期、旧給食センターから新しい給食センターへ移行する時期でございまして、まずもって令和5年度の上半期分、9月30日までは今の前の業者でやっていたという経緯がございまして。ですので、現契約というのは2年半という形でのご理解をお願いしたいと思っております。

その業務内容については、当然配送が小学校に、いわゆる小学校の、旧給食センターから中学校が逆になったという部分でございまして、主立った変更点はございません。

あとその業務の内容というか、ほとんどが人件費でございまして、それ以外に例えば出てくるというものは保健衛生費ですとか被服費、洗浄消毒費、車両維持費等々が主なものと挙げられます。

あと問題点ですかね。問題点というのは特段ございませんけれども、今のところいろ

んな面で、例えば今回の決算でもありますけれども、例えば害虫の隙間を埋めたりとか、そういったものを既にやっておりますので、一番の問題点は当然、防風柵ですかね。風が強くてなかなか大変だという部分があったので、それが一番のものだったかなと。今は特段問題点というのはございません。

以上でございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） 理解いたしました。次年度以降のこの契約、今回の債務負担行為の補正とは関わりはない件ですけれども、給食単価、食材費、それ次年度の8年度以降としては今現在どのような考えでおられるのか、食材等が上昇していますので、そういう見通しなど、もし今の段階であれば伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 給食単価につきましては、今年一応変えてございます。給食単価を上げておりますが、当然賄い材料等々の、物価等々の値上げもございまして、小中学校とも引き上げてございますので、例えば来年よほどのことがない限り、もう本当に物すごい物価上昇がない限りにおいては、今のところ変更する予定はございません。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第39号 令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第9、議案第39号、令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長補佐。

住民生活課長補佐（高橋恵美君） それでは、議案第39号別紙でご説明申し上げますので、1ページをご覧ください。

令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ791万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,495万円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをご覧ください。

歳入でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金3,000円の増、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報経費、印刷製本費の増額に伴う補正でございます。

6款1項1目、繰越金791万4,000円の増、令和6年度決算確定によるものでございます。

次のページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費3,000円の増、歳入でご説明いたしました印刷製本費の増額分でございます。

8款1項1目予備費791万4,000円の増額は、財源調整でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 課長に代わってせっかく補佐が議場においでになっていますので。今回は繰越金を補正、予備費に追加してということですが、繰越しが絡んでの補正予算が先になって決算が後で、6年度の決算内容を改めて伺います。

議長（高橋浩之君） 住民生活課長補佐。（「この繰越金791万4,000円に至った6年度の決算、歳入歳出差引き額だけでも」の声あり）

住民生活課長補佐（高橋恵美君） すみません。6年度収入済額が6億135万9,058円、支出済額が5億6,344万4,810円、決算残金が3,791万4,248円となっております。そのうち、2,000万円を基金に積立をいたしまして、純繰越しが1,791万4,248円となっております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） そういうことで前年度3,791万4,000円からの差引き残では、地方自治法の規定で2分の1以上積立をして、あと繰越しと。この繰返しで毎年来ているわけですね、特別会計ゆえに。補佐、国保会計、この基金の保有額残金、基金残金は分か

りますか。

議長（高橋浩之君） 大丈夫ですか。それでは、住民生活課長補佐。

住民生活課長補佐（高橋恵美君） 6年度末で1億695万7,000円でございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） その通りで1億600万円からの基金持っているわけですよね、国保会計基金として。風の便り、正直、定かな資料、データ等何も見る機会ないんですけれども、住民生活課担当課のほうには情報があるのかなと。何か令和12年度あたりを目標に、この国民健康保険事業の県内一元化というか、介護保険、後期高齢と同じような、そういう方向性が何かあるや否やに聞いているんですけれども、その場合、情報はあるのであれば聞きたいんですけれども、こういう1億から村として国保会計の基金として保有していますけれども、その辺どういう扱いになるのか、方向づけとして。もし情報的にあれば伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） これ質問に対して答弁できる方は。住民生活課長補佐。

住民生活課長補佐（高橋恵美君） 今の時点では、まだそういった情報は何も入っておりません。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第40号 令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第10、議案第40号、令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、議案第40号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第40号別紙、令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,715万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,815万6,000円とするものでございます。内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）から5款3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の増額は、いずれも実績報告による過年度分、令和6年度分の追加交付分の計上でございます。

次のページをお開き願います。

7款1項2目その他一般会計繰入金の増額は、職員人件費の増額によるものでございます。

8款1項1目繰越金でございますが、令和6年度決算繰越金による増額でございます。

9款3項1目第三者納付金ですが、令和5年度に関わる納付金でございます。

8ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費3節職員手当は、扶養手当の増額に伴うものでございます。4節共済費は、見込みによる増額でございます。

2款1項2目施設介護サービス給付費は、施設利用者の増加に伴う増額でございます。

次のページをお開き願います。

3款2項1目一般介護予防事業費4節共済費は、見込みによる増額でございます。

6款1項2目償還金につきましては、令和6年度実績に伴う国及び県並びに支払基金への補助金交付金の返還分の計上でございます。

2項1目一般会計繰出金は、令和6年度分給付費及び地域支援事業の法定負担金、その他事務費等の実績による一般会計への繰り出し分の計上でございます。

7款1項1目予備費の計上は財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 41 号 令和 7 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第11、議案第41号、令和 7 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長補佐。

住民生活課長補佐（高橋恵美君） それでは、議案第41号別紙でご説明申し上げますので、1 ページをご覧ください。

令和 7 年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

第 1 条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,201万3,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6 ページをご覧ください。

歳入でございます。

4 款 1 項 1 目繰越金156万3,000円の増、令和 6 年度決算確定によるものでございます。次のページをご覧ください。

歳出でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金154万2,000円の増、令和 6 年度の出納整理期間中に納付された保険料分でございます。

3 款 2 項 1 目一般会計繰出金 2 万2,000円の増、繰越金のうち出納整理期間中に納付された保険料を差し引いた分を一般会計へ戻入れするものでございます。

4 款 1 項 1 目予備費1,000円の減額は財源調整でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第42号 令和7年度大衡村下水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第12、議案第42号、令和7年度大衡村下水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） それでは、議案第42号別紙でご説明いたしますので、議案第42号別紙の1ページをお開きください。

令和7年度大衡村下水道事業会計補正予算（第2号）となります。

第1条は総則で、令和7年度大衡村下水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条は収益的収入及び支出の予定額に係る規定で、令和7年度大衡村下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額3億6,036万2,000円に、収入支出それぞれ430万9,000円を増額し、収入支出それぞれ3億6,467万1,000円とするものでございます。内容につきましては、予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入となります。

1款2項営業外収益の3目他会計補助金1節他会計補助金430万9,000円につきましては、村からの補助金となります。

続きまして、支出。

1款1項営業費用の1目環境費1節給料、2節手当、4節法定福利費及び2目浄化槽費の4節法定福利費、4項目合計430万9,000円につきましては、一般会計と同様、4月の人事異動に伴う人件費の補正となります。

なお、次ページ4ページの給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただければと

思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 1 点だけ。3 ページ、収益的収入及び支出の、支出のほう今説明ありましたけれども、下水道事業費用、下水道事業と合併浄化槽事業が一本化、企業会計になり今年度で2年目ですね。それで、今回のこの補正は管渠費と浄化槽費、目で分かれていますけれども、人事異動による人件費、1 名増員かと思うんですけれども、管渠費、下水道事業のほうに給料と手当と法定福利費、浄化槽費のほうに法定福利費、これよく性質別に分からないんですけれども、両方に案分しておく必要はないんですか、人件費。浄化槽とこの目の関係ですけれども、その点伺います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） それぞれの下水道と浄化槽に人員を置いておりますので、そこの中での人件費を置いておりますので、案分という考えではなく、下水道、浄化槽それぞれに人件費を置いているために、このような補正となります。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） そうすると、当初予算において浄化槽費のほうは給料あるいは手当については、当初で計上になっておると。今回は法定福利費のみ追加計上と。ただ、4 月の人事異動は、担当職員は、そうすると下水道事業のほうという解釈でよろしいのか。浄化槽のほうには手当、それから給料、これ1 人分ですよ、この金額からいうと。浄化槽事業担当職員分を今回追加計上したと理解するんですが、さっきの課長の説明だと、事業目的ごとに置いているということです。浄化槽担当のほうは別に当初で予算計上されているという理解でよろしいのか伺います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 詳細にお話しさせていただきますと、下水道のほうにつきましては1 名の増員、浄化槽のほうにつきましては増員はないんですが、共済費の金額の上昇に伴っての補正となりますので、給与に関わる部分については、浄化槽分については現状予算で十分賄えるということになります。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 報告第5号 放棄した債権の報告について

議長（高橋浩之君） 日程第13、報告第5号、放棄した債権の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） それでは、議案書の50ページをお開き願いたいと思います。

報告第5号、放棄した債権の報告についてでございます。

大衡村私債権管理条例第12条の規定に基づき、村の債権について次のとおり放棄したので、同条第13条の規定により報告するものでございます。

債権放棄調書が下記のとおりでございます。

債権放棄年月日が令和7年3月31日になります。

債権の名称につきましては、奨学資金でございます。

債権放棄の事由といたしまして、私債権管理条例第12条第5項の資力回復困難と第6項の自己破産によるものでございます。

令和6年度の放棄した債権といたしまして80件とはございますが、この部分については、96回の償還回数のうち16回は償還済み、96引く16ということで残り80回の償還回数ということで、1人です。人数については1人ということのご理解をお願いしたいと思います。実際の貸付けが72万円貸し付けておりまして、11万5,000円ほど償還済みという形になっております。

債権放棄の事由といたしまして、当然自己破産がありまして、免責の決定がございます。あとは保証人と連帯保証人につきましても、当然債務者から取れない場合はそういった方から取るような形になりますけれども、この方についてもお二人、連帯保証人と保証人についても既に死亡していると。亡くなっているということもございまして、今回債権放棄に至ったという経緯でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第14 報告第6号 放棄した債権の報告について

議長（高橋浩之君） 日程第14、報告第6号、放棄した債権の報告についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） それでは、議案書51ページをお開きください。

報告第6号、放棄した債権の報告について。

大衡村私債権管理条例第12条の規定に基づき、村の債権について次のとおり放棄したので、同条例第13条の規定により報告するものでございます。

こちらにつきましては、令和6年度における水道使用料金の債権放棄のご報告となります。

債権につきましては、個人2名分、22件、22か月分となります。合計21万4,968円となります。

放棄の事由につきましては、私債権管理条例第12条第4号の消滅時効該当となります。

なお、債権の放棄につきましては令和7年3月31日でございます。

報告は以上でございます。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

日程第15 報告第7号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について

議長（高橋浩之君） 日程第15、報告第7号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 報告を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） 議案書52ページをご覧ください。

報告第7号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して、議

会に報告するものでございます。

それでは別紙でご報告いたしますので、次の53ページ、別紙のほうをご覧くださいと思います。

これは毎年、決算の際に公表するものでございまして、最初に1の健全化判断比率の公表等についてでございます。

これにつきましては説明記載のとおり、財政健全化法第3条に基づくものでございまして、上の表の左から4列目以降、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率とございますが、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、これらの4つの財政指標が健全化判断比率として定められているところでございます。

本村の場合は、いずれにつきましても赤字になっていないため、数値としては表れないハイフンの形での表記となっておりますが、参考までに実数値を申し上げますと、実質赤字比率はマイナス4.45%、連結実質赤字比率はマイナス26.23%、1列飛びまして、将来負担比率はマイナス30%となっております。

なお、実質公債費比率は昨年度より0.5%増の6.4%となっているところでございます。

次に、下の表の2の資金不足比率の公表等でございます。

これにつきましては、財政健全化法第22条によるもので、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して経営状態の悪化の度合いを示すものでございますが、法適用水道事業、法適用下水道事業特別会計の2会計につきましても資金不足に該当していないため、数値として表れていないハイフンの表記となっているものでございます。

こちらも参考までに実数値を申し上げますと、法適用水道事業はマイナス276.33%。法適用下水道事業特別会計はマイナス31.38%となっております。

以上、ご報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 以上で報告を終わります。

ここで、監査委員から令和6年度財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査に係る意見を求めます。

和泉文雄代表監査委員。

〔代表監査委員 和泉文雄君〕

代表監査委員（和泉文雄君） では、意見書に基づいて説明したいと思います。今回、決算意

見書と財政健全化意見書と経営健全化意見書、一緒になっています。その24ページが、令和6年度の財政健全化審査意見書となっております。

1、審査の方法。今、財政課長が説明したとおり、財政課から出たこの数字に基づいて、さらにはそのほかの付属資料に基づいて審査をしております。

2、審査の期間は、令和7年8月7日。

3、審査結果。

総合意見としまして、先ほど財政課長が申したとおり、比率は国が定めている早期健全化比率を下回っているということが認められました。これは健全化を確保しているということでもあります。

それから、その下に各比率の状況がありますけれども、健全化判断比率、令和6年度、早期健全化基準、財政再生基準となっていますけれども、前にも言いましたけれども早期健全化基準は、この数字を超えてしまうとイエローカード、注意なさいよということで。それから、財政再生基準を超えたらもうかなり財政健全化が悪い、レッドカードですね。この20、30、35という数字になると、国とか県が関与してくる、財政を管理するということになります。

先ほど財政課長が申したとおり、村については①、②、③について令和6年度についてはマイナス、数字が出ていますけれども先ほど財政課長が述べたとおりであります。それから、③の実質公債費比率も6.4%ということで、3年間の平均でありますけれども6.4%という数字になっております。それから、④の将来負担比率、これは村の借金、起債ですね。起債の大きさを村の財政規模に対する割合を表したものであります。これもマイナスということでもあります。

(2) 個別意見となりますけれども、先ほど申したとおり、実質赤字になっておらずに良好と認められるものであります。それから、③実質公債比率についても良好であると認めております。

(3) 是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項はないという結果であります。

次のページ、25ページですけれども、これが経営健全化審査意見書。

さっき財政課長が言ったとおり資金不足比率がどうなっているか。これはあくまでも公営企業についてであります。去年まで、公営企業というと水道事業しかなかったんですけれども、今回、法適用となったのが去年まで非法適用だった下水道事業と合併浄化槽、これも法適用という形になっております。なぜこの審査を行うかということですが

れども、公営企業が大きく赤字になると、一般会計に及ぼす影響力がすごく大きくなるということで、事前に経営がちゃんとやっているかということをチェックするということで、これをやっております。

これも審査結果としまして、いずれの2つの会計における資金不足比率については、国が定めている経営健全化基準を下回っていることが認められました。

この表は、先ほど企財課長が言ったとおりの数字であります。

(2) 個別意見としまして、資金不足比率については令和6年度はない。先ほども言いましたけれども、今のところは良好な状態であります。異状なしということです。

(3) 是正改善を求めるところもないということです。

以上です。

議長（高橋浩之君） 以上で監査委員の報告を終わります。

日程第16 認定第1号 令和6年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第2号 令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第3号 令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第4号 令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第5号 令和6年度大衡村水道事業会計決算認定について

日程第21 認定第6号 令和6年度大衡村下水道事業会計決算認定について

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） ここで、お諮りします。

日程第16、認定第1号、令和6年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第2号、令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第3号、令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第4号、令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第5号、令和6年度大衡村水道事業会計決算認定について、日程第21、認定第6号、令和6年度大衡村下水道事業会計決算認定

について、以上の6件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、日程第16、認定第1号から日程第21、認定第6号までの6件は一括議題といたします。

各議案について、それぞれ説明を求めます。

なお、説明は概要、要点についてのみを簡潔に説明願います。

企画財政課長、一般会計を説明願います。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、ご説明申し上げます。

決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

令和6年度一般会計決算の概要、要点についてご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1款村税につきましては、1項村民税から4項たばこ税まで合わせまして収入済額は18億5,659万3,014円で、村民税は前年度と比較して5.8%減少しておりますが、固定資産税は6.3%の伸びにより、前年度より村税としては3.5%の増となっております。

不納欠損額は727万5,105円で、村民税、固定資産税、軽自動車税の3税目分でございます。

収入未済額2,691万2,384円についても、たばこ税以外の3税目分でございます。

2款地方譲与税は1.8%の増、3款利子割交付金は35.7%の増、4款配当割交付金は50.7%の増となっております。

また、5款株式等譲渡所得割交付金は73.3%の増でございます。

6款法人事業税交付金は10.9%の増でございます。

11款地方特例交付金は254.8%の増となっているものでございます。

12款地方交付税交付金は1.9%の増となりました。

16款国庫支出金は前年度比14.7%の増で、内容につきましては1項の国庫負担金が8.8%の増、2項の国庫補助金が18.8%の増となっているものでございます。国庫支出金のうち2項の国庫補助金2,204万9,000円が収入未済額となっており、繰越明許4件分、ひら麻呂商品券事業の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、海老沢持足線改良舗装事業の社会資本整備総合交付金、長原橋橋梁維持補修事業の道路交通安全施設等整備事業費補助金、危険ブロック塀等除却事業補助金の住宅・建築物安全ストック形成事業

補助金の4件分でございます。

17款県支出金は7.4%の減で、2項県補助金の32.1%の減が主な要因となっております。

続きまして、18款財産収入8.3%の増でありまして、2項財産売払収入の増136.5%の増が要因でございます、7件の売払いをしたものでございます。

19款寄附金は114.2%の増で、こちらはふるさと納税の増によるものでございます。

20款繰入金は64.8%の減で、要因は基金繰入金65.3%の減となっているものでございます。

21款繰越金は25.5%の減、22款諸収入は23.9%の増でございます。

次に3ページ、23款村債は32.1%の減。なお、収納未済額1,550万円は繰越明許2件分で、内訳は海老沢持足線改良舗装事業の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債750万円、橋梁維持補修事業、公共事業等債の810万円の内訳となっております。

歳入合計につきましては、収入済額は前年度比8.6%減の、49億429万6,806円。不納欠損額は727万5,105円。予算に対する収入率は100.08%となっております。

収入未済額が6,446万1,384円で、この中には繰越事業分も含まれております。

次に、4ページをご覧ください。

歳出の概要についてご説明いたします。

こちら、対前年度でご説明を申し上げます。

2款総務費につきましては、1項総務管理費から6項監査委員費まで1億1,925万1,447円、13.7%の減となっております。

3款民生費は、1項社会福祉費から3項生活保護費まで合わせまして、前年度比2.3%の増となっております。

4款衛生費は、1項保健衛生費から3項上水道費まで合計で、対前年度比1.7%減となっております。

5款農林水産業費は、1項農業費、2項林業費合わせまして、前年度比19.3%の減、金額にして4,194万5,283円の減となっております。

次に、6款商工費、前年度比24.5%減となりました。繰越し分はひら麻呂商品券事業分346万5,000円となっております。

7款土木費につきましては、1項土木管理費から5項住宅費まで合わせまして、前年度比21.4%の増となっており、翌年度繰越し分が道路橋梁費と都市計画費に関わるもの

でございます。繰越し3件分、海老沢持足線、長原橋、都市計画マスタープラン河原・座府地区の地区計画によるものでございます。

8款消防費は、前年度比16.5%の増となっております、繰越しの部分は災害対策総務費、危険ブロック塀の除却事業1件分、19万1,000円となっております。

次に、5ページ、9款教育費ですが、1項教育総務費から5項保健体育費までの総額で、対前年度比43.9%の減、金額にして4億3,001万352円の減となっておりますが、こちらは給食センターの整備完了による対前年比の減が主なものとなっております。

10款災害復旧費は、1項農林施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、合わせて32.9%の減となっております。

11款公債費は、対前年度比0.9%の減でございます。

12款諸支出金、13款予備費の支出はいずれもございませんでした。したがって、歳出合計の支出済額47億5,593万3,199円、予算に対する執行率につきましては97%、歳入歳出差引き残額が1億4,836万3,607円となり、このうち基金繰入れとして7,000万円を繰入れしているところでございます。

以上、簡単であります、令和6年度一般会計の決算概要についてご説明を申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 次に、住民生活課長補佐。国保、後期高齢者会計を説明願います。

住民生活課長（高橋恵美君） それでは、認定第2号、令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の56ページ、タブレットデータは2ページをご覧ください。

歳入合計、予算現額6億818万7,000円、調定額6億1,936万2,898円、収入済額6億135万9,058円、不納欠損額156万8,200円、収入未済額1,643万5,640円となっております。

次のページをご覧ください。

歳出合計、予算現額は歳入と同額、支出済額5億6,344万4,810円、予算に対する執行率は92.6%となっております。

歳入歳出差引き残額は3,791万4,248円となり、そのうち基金繰入金は2,000万円でございます。

歳入の主な内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、決算書60ページ、タブレットデータは7ページをご覧ください。

1款国民健康保険税、収入未済額1,643万5,640円、収納率は現年課税分が95.49%、

滞納繰越分が14.19%となっております。不納欠損額156万8,200円は2名分でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金は保険給付費相当分、2節特別交付金は備考記載欄の5件の交付金・負担金、3節社会保障税番号システム整備費等補助金はマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業分でございます。

次のページをご覧ください。

5款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定分などの法定繰入れ分でございます。

2項基金繰入金は、財政調整基金からの取崩し分でございます。

6款繰越金は、令和5年度決算確定によるものでございます。

7款諸収入は、一般被保険者の延滞金、交通事故等に係る求償事務委任による第三者納付金、資格喪失後受診に伴う過年度分の返還金でございます。

続きまして、歳出につきまして決算説明資料でご説明申し上げます。

決算説明資料238ページ、タブレットデータは100ページをご覧ください。

一般管理事業は、職員1名分の人件費及び事務費等で、国保情報データベースシステム被保険者マスタ等の保守料などが主なものでございます。

連合会負担事業は、国保連合会に対する運営費負担金でございます。

賦課徴収事業は、国保税の賦課徴収に係る帳票印刷、コンビニ収納に係る手数料及びシステムソフトレンタル料が主なものでございます。

次のページをご覧ください。

納付奨励事業は、各納税組合に対する完納奨励金及び納税組合連合会への運営費補助金でございます。

運営協議会事業は、国保運営協議会委員6名に対する報酬及び費用弁償でございます。

療養諸費は、一般被保険者の療養給付費及び療養費並びにそれらに係る審査支払い手数料分になります。前年度比476万2,214円の増となっております。

次のページをご覧ください。

高額療養費は、医療機関等での支払いが高額となった場合に、年齢区分ごとに定められた自己負担限度額を超えた部分に対し支給するもので、前年度比96万6,870円の増となっております。

出産育児諸費は、出産件数4件分でございます。

次のページをご覧ください。

葬祭諸費は、8件分でございます。

一般被保険者医療給付費分納付金、次の一般被保険者後期高齢者支援金分納付金及び介護納付金の3件につきましては、いずれも県が医療費や所得水準等により算定した納付金でございます。

保健事業費は、保健衛生普及費及び疾病予防費分で、主なものはレセプト点検員の人件費、保険証更新時に同封するパンフレット代、医療費通知、ジェネリック差額通知作成委託料、脳ドック助成16名分でございます。

特定健康診査事業費は、特定健康診査及び特定保健指導業務に係る委託料で、検診受診者数は482名でございます。

次のページをご覧ください。

基金積立金は、財政調整基金の利子相当分の積立てでございます。

諸支出金は、保険税の歳出還付及び県補助金の返還金でございます。

国保会計決算についての説明は以上でございます。

続きまして、認定第4号、令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の81ページ、タブレットデータは2ページをお願いいたします。

歳入合計、予算現額7,154万3,000円、調定額7,258万194円、収入済額7,190万7,894円、収入未済額67万2,300円となっております。

次のページをご覧ください。

歳出合計、予算現額は歳入と同額。支出済額7,034万3,394円、予算に対するの執行率は98.3%となっております。歳入歳出差引き残額は156万4,500円でございます。

収入の主な内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、決算書85ページ、タブレットデータは7ページをご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料、収入未済額67万2,300円で、収納率は全体で98.59%となっており、特別徴収保険料は100%、普通徴収保険料は96.51%でございます。

3 款 1 項一般会計繰入金は、職員1名分の人件費及び事務費等の繰入れ並びに低所得者及び被扶養者に係る均等割額の軽減分に対する保険基盤安定繰入れでございます。

4 款繰越金は令和5年度決算確定によるものでございます。

続きまして、歳出につきまして決算説明資料でご説明を申し上げます。

決算説明資料249ページ、タブレットデータは111ページをご覧ください。

一般管理費は、職員 1 名分の人件費及び事務費でございます。

徴収費は、各納税組合に対する完納奨励金、帳票等の印刷代、コンビニ収納に係る手数料及びシステムソフトレンタル料でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料及び一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付したものでございます。

次のページをご覧ください。

繰出金は、一般会計への繰出金でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 健康福祉課長、介護保険会計を説明願います。

健康福祉課長（金刺隆司君） 令和 6 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

68ページをお開き願います。

歳入予算合計 6 億 5,271 万 5,000 円、調定額 6 億 5,667 万 8,071 円、収入済額 6 億 5,426 万 7,203 円、収入未済額 241 万 868 円となっております。

次のページをお開き願います。

歳出予算金額に対しまして、歳出済額 6 億 3,943 万 7,953 円で、予算に対する執行率は 98%。歳入歳出差引き残額は 1,482 万 9,250 円となっております。

主なものにつきましては事項別明細書でご説明申し上げます。72ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料、収入未済額 241 万 868 円で、未納者数 37 名、収納率は現年度分が 99.59%、過年度分が 17.71%となっております。

年度末の 1 号被保険者数は 1,680 名でございました。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金、法定負担率は、給付費の居宅サービス分が 20%、施設サービス分が 15%となっております。

2 項 1 目調整交付金、標準給付費に対する交付割合は 4.45%となっております。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）補助率 25%、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）、4 目地域支援事業交付金、包括的支援事業（社会保障充実分）の補助率は 38.5%となっております。

次のページをお開き願います。

5 目保険者機能強化推進交付金は任意事業に関わる補助金で、6 目保険者努力支援交付金は総合相談事業や一般介護予防事業等に関わる補助金でございます。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金、40歳から65歳未満の2号被保険者の保険料に関わる分で、負担率は27%となっております。

2 目地域支援事業交付金、負担率は同じく27%となっております。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金、居宅分12.5%、施設分17.5%の負担率となっております。

3 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）補助率は12.5%。
次のページをお開き願います。

2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）、3 目地域支援事業交付金、包括的支援事業（社会保障充実分）、補助率は19.25%となっております。

7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金、法定の村負担率は12.5%相当となっております。

2 目その他一般会計繰入金、職員1名分の人件費ほか、その他事務費の繰入れ分となっております。

3 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、負担率が12.5%、介護予防事業に関わる事業費分となっております。

4 目地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）、負担率19.25%で、職員1名分の人件費及び包括支援事業に関わる事業分となっております。

5 目低所得者保険料軽減繰入金は保険料の軽減分で、6 目地域支援事業繰入金、包括的支援事業（社会保障充実分）は負担率19.25%となっております。

2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は、給付費に充当したものでございます。

次のページをお開き願います。

8 款 1 項 1 目は、令和5年度決算に関わる繰越金でございます。

9 款 2 項 2 目雑入 2 節後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金は、いきいきサロン委託のうち後期高齢者の割合相当分の補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

決算説明資料で説明いたしますので、243ページをお開き願います。

総務管理費、一般管理事業の主なものは、職員1名分の人件費、そのほか使用料、賃借料は介護事業所台帳管理システム及び介護報酬に係る標準マスタの使用料でございます。

徴収費は、賦課徴収事業と納入奨励事業分で、保険料賦課徴収に伴う各種帳票等の印刷代、郵便料、コンビニ収納ソフトウェアレンタル代が主なものでございます。

次のページをお開き願います。

認定審査会費は、認定調査等事業と認定審査会共同設置事業でございまして、主なものは、介護認定調査員の報酬及び主治医意見書の作成料、一部事務組合に対する介護認定審査会の共同設置負担金でございます。

運営協議会費は、介護保険運営委員会委員の報酬及び費用弁償でございます。

介護サービス等諸費は、居宅介護サービス給付費から、次のページの地域密着型介護サービス給付費に係る介護サービス区分ごとの給付費でございます。

高額介護サービス等費は、高額介護サービス等の償還分で1,100件分、現物分76件分、次のページをお開き願います。

高額医療合算介護サービス費は63件分の給付費となっております。

その他諸費は、介護給付費支払い審査に関わる取扱い手数料でございます。

特定入所者介護サービス等費は、入所施設利用者等の食費・居住費の負担限度額を超える分の補足給付でございます。

介護予防生活支援サービス事業費の主なものは、総合事業の訪問サービスや通所サービスに係る介護予防生活支援サービスの負担金でございます。

一般介護予防事業費は、保健師1名分の人件費となっております。

包括的支援事業任意事業は、総合相談事業と、次のページの任意事業費でございます。主なものは、地域包括支援センター運営業務委託料、ひとり暮らし老人等配食サービス、介護者の集い、紙おむつ支給費等が主なものでございます。

その他諸費は、総合事業の審査に関わる手数料でございます。

基金積立金は、介護給付費準備基金への積立てで、年度末の基金残高は1,595万円となっております。

償還金及び還付加算金は、令和5年度分の国、県及び支払基金への精算による返還金でございます。

繰出し金は、令和5年度一般会計繰入金の精算によるものでございます。

介護保険事業勘定特別会計についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君）　ここで休憩いたします。

再開を午後２時55分といたします。

午後２時４４分 休 憩

午後２時５５分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長、水道事業会計、下水道事業会計を説明願います。

都市建設課長（浅野宏明君） それでは、水道事業会計からご説明をさせていただきますので、決算書の89ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出からご説明をさせていただきます。

１款１項営業収益につきましては２億１, 910万1, 602円、２項営業外収益につきましては4, 428万765円、３項特別利益につきましてはゼロ円の、収入予算総額２億6, 507万2, 000円に対しまして２億6, 338万2, 367円と、168万9, 633円の減となっております。

次に、支出の部。

１款１項営業費用につきましては２億2, 387万661円、２項営業外費用につきましては445万7, 768円、３項特別損失につきましては21万4, 968円、４項予備費につきましては未支出の支出予算総額２億4, 533万8, 000円に対しまして２億2, 854万3, 397円となっております。

次ページ、90ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず収入につきましては、１款１項開発者負担金につきましては１億2, 602万6, 366円、２項工事負担金につきましては１億2, 291万176円の、収入予算総額１億2, 364万4, 000円に対しまして１億2, 602万6, 366円と、238万2, 366円の増となっております。

次に、支出の部の１款１項建設改良費につきましては１億7, 882万6, 200円、２項企業債償還金につきましては1, 800万180円、４項工事負担金調整額につきましては34万8, 796円と、支出予算総額２億5, 746万9, 000円に対しまして支出総額１億9, 717万5, 176円となっております。

令和６年度における経常収支につきましては、営業収益、給水収益とも前年比横ばいで、営業費用につきましては修繕費が前年比34％減、委託料で42％、減価償却費で３％の増であったものの、企業債利息が12％減となった結果、経常利益として3, 032万6, 370円の計上となっております。

収益的収支に対する決算は3,483万8,970円の黒字ではあったものの、資本的収支につきましては国道4号拡幅に伴う水道管の移設工事、県道仙台三本木線、北四番丁大衡線改良事業に伴う水道管移設設計並びに国道4号河原交差点以南の上水道複製設計業務の実施によりまして7,114万8,810円の不足額となったため、過年度損益勘定留保資金等で補填をしております。

なお、経常収支比率につきましては114%、料金回収率107.35%と、いずれも水準となる100%を上回る結果となっております。

91ページ以降に損益計算書及びキャッシュフロー計算書並びに剰余金計算書、貸借対照表を、また、附属資料としまして決算報告書を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

水道事業につきましては以上となります。

続きまして、認定第6号、下水道事業会計につきましてご説明をさせていただきます。決算書の104ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出からご説明いたします。

収入の部。

1款1項営業収益につきましては1億6,161万3,730円、2項営業外収益につきましては2億1,421万9,658円、3項特別利益につきましてはゼロ円の、収入予算総額3億7,322万9,000円に対しまして3億7,583万3,388円、260万4,388円の増となっております。

次に、支出の部。

1款1項営業費用につきましては3億1,950万4,283円、2項営業外費用につきましては1,710万8,519円、3項特別損失につきましては413万7,300円、4項予備費につきましては未支出となっており、支出予算総額3億7,322万9,000円に対しまして3億4,075万102円となっております。

次ページ、105ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入の部。

1款1項企業債につきましては1,720万円、2項他会計負担金につきましては1,776万9,000円、3項他会計補助金につきましては1,225万円、4項国庫補助金につきましては203万3,000円、5項負担金につきましては104万8,280円で、収入予算総額5,090万円に対し決算額5,030万280円、59万9,720円の減となっております。

次に、支出の部。

1 款 1 項建設改良費につきましては2,913万6,900円、2 項企業債償還金につきましては9,590万9,954円、支出予算総額 1 億3,235万2,000円に対しまして支出総額 1 億2,504万6,854円となっております。

下水道事業特別会計と個別処理合併浄化槽特別会計につきましては、令和 6 年度において地方公営企業法の財務規則を適用した下水道事業会計へ移行しており、経常収支のうち、下水道使用料は企業の使用水量減に伴いまして前年比97.92%の 1 億881万4,869円、流域下水道負担金につきましては令和 6 年度の単価改定に伴い、前年比117.45%増の4,860万7,054円となっております。

収益的収支に対する決算は、3,508万3,286円の黒字となっておりますけれども、水道事業と同様、北四番丁大衡線改良事業に伴う下水道管移設詳細設計並びに国道 4 号河原交差点以南の下水道複製設計業務のほか、下水道 5 基の設置、吉田川流域下水道建設負担金により7,474万6,574円の不足額となったため、損益勘定留保資金で補填をしております。

なお、経常収支比率につきましては111.58%と水準となる100%を上回っております。

経費回収率につきましては88.3%と水準を下回っておりますが、令和 6 年度会計移行をしたことに伴う算出方法が異なったことによるものでございます。

なお、106ページ以降に損益計算書及びキャッシュフロー計算書並びに剰余金計算書、貸借対照表を、また、附属資料としまして事業報告書を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、ご説明申し上げました。ご審議よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） ここで、監査委員から令和 6 年度各種会計の決算審査に係る意見を求めます。

和泉文雄代表監査委員。

〔代表監査委員 和泉文雄君〕

代表監査委員（和泉文雄君） それでは、大衡村各種会計歳入歳出決算審査意見書を見ていただきたいと思います。

まず 1 ページですけれども、1、審査の対象。ここに 1、2、3、4 とありますけれども、4 会計、昨年まではこれに下水道と合併浄化槽が入っておりまして、今年から、先ほど何回も言いますけれども、下水道と合併浄化槽については公営企業法適用という

ことで、下水道事業会計ということで別に意見を作成しております。

2、審査の期間。6月27日から7月30日まで。これずっとやっていたわけではなくて、そのうち各課からの決算概要聴取を6日間行っております。

3、審査の方法。これについては、毎月例月出納検査もやっていますし、それから2月には定期監査も行っております。それらを踏まえて決算の財政状況を審査したということにしております。

4、決算概要ですけれども、これは後ろの5ページの決算総括表を見ていただければ分かると思います。一般会計と特別会計の総額とか載っていますけれども、一般会計の歳入決算額が49億429万6,806円。前年度に比べて4億6,422万751円の減となった。この要因は、昨年度については特定防衛施設周辺整備調整繰入金が4億250万4,318円あり、さらには財政調整基金の繰入金6,600万円というのが、今年は減になっています。それが減収の要因の主なものとなっております。

次のページですけれども、歳出減となった要因。これも皆さんご存じかと思いますが、昨年度は給食センターの整備事業があったんですけれども、去年は給食センターの整備事業及び給食センターの備品購入業務、それから財政調整基金の積立て、それから特定防衛施設周辺整備調整交付金の積立てというのが大きい額であったため、それが今年はないということで支出が大きく減となった要因となっております。

それから、国保会計、後期高齢者医療特別会計は歳入歳出とも増となっております。

それから、介護保険事業勘定特別会計については歳入歳出とも減となっております。

それから、16ページを見ていただきますけれども、16ページは各種基金の年度末現在高が載っております。

さらに、17ページは村債の年度末残高が載っていますので、ご覧いただきたいと思います。

次、5、審査の結果及び意見。総括的には、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算における計数は正確であるということを認めております。適正な事業、事務処理に努められたと言えると思います。

次、意見のアですけれども、不用額について。これは昨年も述べましたけれども、不用額についてはいろんな捉え方がありまして、人によっては不用額を多く出すと予算の執行上好ましくない、厳しい財政運営上、限られた財源の活用を図るために精度の高い経費の見積りを行って効率的な運用に努められたいというところがあるんですけれども、

執行部側としては、あくまでも執行残ということで、これは予算の効率的な執行をやった、そのために予算が残ったんだという捉え方も考えられると思います。その辺は、ただし先ほども言いましたけれども、あまり大きな不用額を出すのはいかなものかということで、ここに意見として述べさせていただいております。

そもそも私自身、個人的に、前にも言ったかと思うんですけども、この不用額という言葉が嫌いで、不用の額ではないんですよ。結局、予算に対する執行の残高、予算残高ということなんです。だから、不用額と捉えるといろんな問題が出てくるのかなと個人的には思っております。

次、イ、不納欠損処理について。これも毎年述べていますけれども、先ほど決算でもありましたけれども、不納欠損をやっているのは、村の私債権条例に基づいて後継的にやっているとします。適正に不納欠損をやっていると思われませんが、今後も負担の公平性を図るために、新規の未納者の発生など収納状況を早期に発見して、債権の適切な管理及び処分に努め、極力不納欠損にならないように徴収事務の強化を図りたいということです。

次のページです。

ウ、税の収納率向上。不納欠損とも関わってくるんですけども、収納率向上を一生懸命、税務課では一生懸命やっていて、一般会計とか介護保険の収納率は上がっているような、後期高齢者もかな、後期高齢は減ですね、減となっています。特に国民健康保険税については、昨年度も今年も不納欠損しているにもかかわらず、収納率が低下している。この辺は大衡だけでなく、国民健康保険税については、ほかの町村もなかなか収納率を上げられないというのが現状です。この辺、最終的には国保税の税率の負担、個々の税の負担率に関わってくるのです。幾らかでも国保の場合は収納率を上げていただきたい。収納率アップに努めていただきたいということであります。

エ、ふるさと納税について。6年度のふるさと納税の受入れは昨年度より多くなっております。昨年度の622万5,000円に比べ、752万8,000円という増額になっております。さらに今後ふるさと寄附金、個人的にも企業版のふるさと寄附金がますます増えることに期待するものであります。昨日かな、先ほど村長から返礼品もいろいろ、新たな返礼品も考えているという話もありましたけれども、ふるさと納税の寄附金というのは貴重な一般財源の増となりますので、ふるさと納税を少しでも多く入るような工夫をしていただきたいなと思っております。

次、オ、時間外勤務の削減について。これも去年も話していますが、ここに数字も載っていますけれども、時間外勤務は業務の繁忙期や突発的な業務の発生により、期限内に履行遂行や業務の緊急性を求められるなどから、やむを得ず職員が職務に当たらなければならない場合もある。しかし、所属長が課員に命令するということだったんですけれども、中には、同一職員が常態化しているというのも見受けられます。その辺が常態化している時間外勤務があるということは、そこの課のマンパワー不足として、行政、村側も評価するのであれば、昨日、おとといも一般質問でありましたけれども、今後の機構改革において各業務、職員配置や組織の見直しを図り、職員の過度な負担を軽減しつつ、体制の適正化、強化を図っていただきたい。

昨日の、来年4月から機構改革をする目的はということで、何か自立持続可能な大衡村の体制をつくるということなんですね。それに尽力していただきたいなと思います。私は、個人的には内部の調整はいいんですけれども、最終的には、村民は役場というのは役に立つ場所ということで、村民が分かりやすいような機構改革体制にしていだければなと思っております。

次のページです。

カ、支払い事務処理の遅延について。これも昨年、数件支払い遅延となった事務処理という報告があったわけですがけれども、予算執行に当たっては、財務規則等に基づいて適正な支払い事務処理に努めていただきたいと思います。

下のほうにコでも述べていますけれども、コンプライアンスですか。あとサービスの規律の遵守に尽きると思います。その辺を適正な事務処理を行っていただきたいと意見を述べさせていただきます。

それから、キ、老朽化した公共施設について。これは各課、ここに書いていますけれども、大衡城青少年交流館、さらには小学校にある旧給食センター、あと万葉茶屋、大森プール、この在り方について各課から聞いて、ある程度今後の在り方を計画は立てているということは伺っております。これもさらに、公共施設等の総合管理計画というのが2026年で切れることになっております。今後計画をどういうふうに直していくか分かりませんが、その辺も考えてやっていただきたいと思います。ただ、老朽化を壊すにも新しくするにも、財源が必要になってくると思います。財源の確保というのにも必要になってくるので、その辺も考えた公共施設の今後の在り方をしていただきたいなと思います。

ク、減債基金の適正運用について。一般会計の減債基金繰入れを当初予算に２億円と計上し、財源確保に伴い全額減額する予算措置がされたが、減債基金はあくまでも公債費、借金の返済、元利の償還に充てるためのもので減債基金繰入れをするべきであると思います。ですから本来、これも何か議会でちょっと話題になったようではすけれども、本来、減債基金条例に基づいてやっているんだと思いますけれども、本来は減債基金を繰り入れるということは、よっぽど繰上償還があったとか、あと起債の償還率、借入れ率が高くなって予算がなくなった、そういったときに減債基金というのは繰入れするものだと思っております。

ケ、国保会計繰入金の予算について。これも国保会計の、ここに他会計繰入金、当初４,３３３万４,０００円を計上、補正予算をして４,６２９万２,０００円として、最終的に収入済額が４,６０５万５,０６３円という収入済額になっていて、２３万６,９３０円の減となっている。こういった他会計繰入金が入りが少なくなったということは、普通はあり得ないと思うんですね。この辺、２３万６,９３０円の減となったというのは、なぜかちょっと分かりませんけれども。

それからまた基金繰入金も、国保会計の基金繰入金も当初３,０００万円で要するに予算計上したのに、最終的に決算で収入済額が２,６００万円ということで、４００万円の減収ということで決算で出てきていると思います。これも、基金繰入金は予算と収入済額は最終で合わないとおかしいなということで、ここに意見として述べさせていただいております。

それから、コ、財政運営の在り方。ここは先ほども言いましたけれども、今後の財政運営については職員一人一人が法令遵守の原点に立ち返り、意識改革に取り組んで、これまで以上に全職員で行財政の健全化運営に取り組んで鋭意努力願いたい。

以上が、歳入歳出決算意見書です。

その後の資料はご覧いただきたいと思います。

それから、ページが飛びまして、公営企業の決算意見書ということで１８ページ。

先ほども述べましたが、公営企業の決算審査意見は、水道事業会計と下水道事業会計の決算で行っております。これも期間ここに載っていますけれども、あと審査の方法も、各課から提出された諸帳簿、資料に基づいて各課長から聞き込みをして慎重に審査を実施しております。

１９ページに水道事業会計の決算の概要となっています。

事業概要は、大衡村の水道事業は、漆沢ダムを水源として大崎広域水道からの受水と
なっているということです。

それから、その下に5年間、過去令和2年から令和6年度までの5年間の数値が載っ
ております。この中で一番下、有収率、パーセントで今年については77.6%。この有収
率というのは、上にある年間総給水量ありますよね。年間有収水量を年間総給水量で割
ったものがこのパーセントとなっています。77.6というとは大分低いんですよ。これは
ずっともう令和2年度から低いんですけれども、これは何が原因かというとは分かると思
うんですけれども、漏水が多いということが、この有収率が低いという原因であります。
その辺は担当課としては分かっていると思うんですけれども、どこが漏水しているかとい
うのもある程度つかんでいるか、その辺は分かりませんが、それが問題でこの
有収率が低い数字となっているようであります。

それから次、予算額に対する決算額。この辺は3条予算と4条予算を見ていただけれ
ば分かります。3条予算については収益が2億4,229万8,000円、そして費用が2億
1,218万7,000円、3,011万1,000円が令和6年度の純利益となっております。それから、
4条予算については次のページですけれども、資本的収入と支出を差し引いてマイナス
7,114万9,000円ということになっています。これは先ほど課長のほうから説明ありまし
たけれども、これの不足分は、消費税及び地方消費税資本的収入の収支調整額、さらには
過年度損益勘定留保資金、あと建設改良積立金で補填されております。

あと、次の下の表は見ていただきたいと思います。

それから、繰越未納額の状況も見ていただきたいと思います。

あと、起債の残高もこの表で確認していただければと思います。

次のページか。次が下水道事業。

下水道事業については、これも表を見てもらいたいんですけれども、表で特定環境保
全公共下水道、これは今までの下水道事業。隣の特定地域生活排水処理事業というのが
今までの合併処理浄化槽のことです。この辺も令和2年度から令和6年度まで載
っていますので、ご覧いただきたいと思います。

それから飛びますけれども、下水道事業会計についても資本的収入及び支出はマイナ
ス7,474万7,000円、先ほど課長から説明ありましたけれども、この不足額は、消費税分
と地方消費税資本的収支調整額と当年度の損益勘定留保資金で補填しております。

その下は前年度対比の収支、前年度が公営企業じゃないので数字が出てきませんけれ

ども、前年度対比ということで表をつくっております。

それから、繰越未納額はこういうふうになっていますので、ご覧いただきたいと思います。

最後の23ページ。

最終的に、審査の結果及び意見ですけれども、ここに述べているように、（２）ですけれども、水道事業については施設の老朽化が明らかに起きています。これから経費の増大、さらには人口が減少しているということで使用料の収入が減になるというのが明らかに見込まれます。この辺、一層の考慮をしながら、一層の健全経営を求められるものであります。

それから、下水道事業についても意見ですけれども、下水道の施設は、話によりますと下水道の管渠の耐用年数は50年あるそうなんです。それに対して今38年経過しているということです。それから、浄化槽については耐用年数30年に対して、もう18年経過しているという話を聞いております。確実に下水道の管渠及び浄化槽については確実に、水道と同様老朽化は進んでいると思われれます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（高橋浩之君） これより、ただいま代表監査委員から説明のあった決算審査意見書に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている令和6年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって、令和6年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここでお諮りします。

ただいま決算審査特別委員会に付託しました6件の議案審査については、会議規則第46条第1項の規定により、来る9月12日まで終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の審査は、来る9月12日まで終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで、決算審査特別委員会委員長、副委員長を選任していただくため暫時休憩します。

再開は、委員長、副委員長が決定次第、再開いたします。それでは、暫時休憩。

午後 3時29分 休 憩

午後 3時40分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。

委員長に石川 敏君、副委員長に赤間しづ江さんが選任されました。

ここでお諮りします。

決算審査特別委員会並びに議案調査のため、9月5日から9月11日までの7日間を休会としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

なお、9月12日の会議は、決算審査特別委員会終了後に開会することにいたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午後 3時45分 散 会